

第九十六回国会 社会労働委員会 議 院 議 録 第 八 号

昭和五十七年四月十五日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 唐沢俊二郎君

理事 今井 勇君

理事 丹羽 雄哉君

理事 金子 みつ君

理事 平石磨作太郎君

理事 小里 貞利君

理事 鴨田利太郎君

理事 木野 晴夫君

理事 齊藤滋与史君

理事 谷垣 專一君

理事 友納 武人君

理事 長野 祐也君

理事 浜田卓二郎君

理事 保利 耕輔君

理事 与謝野 馨君

理事 川俣健二郎君

理事 田邊 誠君

理事 永井 孝信君

理事 西中 清君

理事 浦井 洋君

理事 菅 直人君

出席國務大臣

厚生大臣 森下 元晴君

出席政府委員

厚生大臣官房総務審議官 正木 馨君

厚生省公衆衛生局長 三浦 大助君

厚生省社会局長 金田 一郎君

厚生省児童家庭局長 幸田 正孝君

厚生省年金局長 山口新一郎君

委員外の出席者

社会保険庁年金 小林 功典君

保険部長 森井 忠良君

議員 平石磨作太郎君

議員 米沢 隆君

議員 浦井 洋君

議員 菅 直人君

臨時行政調査会 谷川 憲三君

事務局主任調査員 憲三君

大蔵省主計局共 野尻 榮典君

済課長 大蔵省理財局資 安原 正君

金第一課長 日本国有鉄道共 長野 倬士君

済事務局管理課 社会労働委員会 河村 次郎君

調査室長

委員の異動

四月十五日

辞任

木野 晴夫君

齊藤滋与史君

船田 元君

牧野 隆守君

池端 清一君

田口 一男君

同日

辞任

鴨田利太郎君

瓦 力君

保利 耕輔君

与謝野 馨君

大原 亨君

補欠選任

船田 元君

木野 晴夫君

齊藤滋与史君

牧野 隆守君

田口 一男君

山本 政弘君

池端 清一君

四月十五日

民間保育事業振興に関する請願(永末英一君紹介)(第二〇八六号)

療術の制度化阻止に関する請願(戸井田三郎君紹介)(第二〇八七号)

原子爆弾被害者等の援護法制定に関する請願(矢野純也君紹介)(第二〇八八号)

同(中村重光君紹介)(第二〇八九号)

同(堀田雄雄君紹介)(第二〇九〇号)

同(池端清一君紹介)(第二〇九一号)

同(小野信一君紹介)(第二〇九二号)

同(後藤茂君紹介)(第二〇九三号)

同(城地豊司君紹介)(第二〇九四号)

同(新村勝雄君紹介)(第二〇九五号)

同(橋本次郎君紹介)(第二〇九六号)

同(戸田菊雄君紹介)(第二〇九七号)

同(野坂浩賢君紹介)(第二〇九八号)

同(藤田高敏君紹介)(第二〇九九号)

同(有島重武君紹介)(第二一〇〇号)

同(石橋政嗣君紹介)(第二一〇一号)

同(稲葉誠一君紹介)(第二一〇二号)

同(岩垂壽喜男君紹介)(第二一〇三号)

同(金子みつ君紹介)(第二一〇四号)

同(木島喜兵衛君紹介)(第二一〇五号)

同(北山愛郎君紹介)(第二一〇六号)

同(小林進君紹介)(第二一〇七号)

同(小林恒人君紹介)(第二一〇八号)

同(嶋崎讓君紹介)(第二一〇九号)

同(武田一夫君紹介)(第二一一〇号)

同(久野忠治君紹介)(第二一二八号)

同(倉石忠雄君紹介)(第二二二九号)

同(小坂善太郎君紹介)(第二二三〇号)

同(清水勇君紹介)(第二二三一号)

同(武藤山治君紹介)(第二二二〇号)

同(久野忠治君紹介)(第二二二七号)

同(倉石忠雄君紹介)(第二二二八号)

同(小坂善太郎君紹介)(第二二二九号)

同(清水勇君紹介)(第二二三〇号)

同(数仲義彦君紹介)(第二二〇五号)

同(山田耻目君紹介)(第二二〇六号)

同(大橋敏雄君紹介)(第二二〇七号)

同(小林恒人君紹介)(第二二〇八号)

同(塚田庄平君紹介)(第二二〇九号)

同(平林剛君紹介)(第二二一〇号)

同(福岡義登君紹介)(第二二一一号)

同(松本幸男君紹介)(第二二一二号)

同(松本幸男君紹介)(第二二一三号)

同(松本幸男君紹介)(第二二一四号)

同(松本幸男君紹介)(第二二一五号)

同(松本幸男君紹介)(第二二一六号)

同(松本幸男君紹介)(第二二一七号)

同(松本幸男君紹介)(第二二一八号)

同(松本幸男君紹介)(第二二一九号)

同(松本幸男君紹介)(第二二二〇号)

同(松本幸男君紹介)(第二二二一号)

同(松本幸男君紹介)(第二二二二号)

同(松本幸男君紹介)(第二二二三号)

同(松本幸男君紹介)(第二二二四号)

同(松本幸男君紹介)(第二二二五号)

同(松本幸男君紹介)(第二二二六号)

同(松本幸男君紹介)(第二二二七号)

同(松本幸男君紹介)(第二二二八号)

同(松本幸男君紹介)(第二二二九号)

同(松本幸男君紹介)(第二二三〇号)

同(松本幸男君紹介)(第二二三一号)

同(松本幸男君紹介)(第二二三二号)

同(松本幸男君紹介)(第二二三三号)

同(松本幸男君紹介)(第二二三四号)

同(松本幸男君紹介)(第二二三五号)

同(松本幸男君紹介)(第二二三六号)

同(松本幸男君紹介)(第二二三七号)

同(松本幸男君紹介)(第二二三八号)

同(松本幸男君紹介)(第二二三九号)

同(松本幸男君紹介)(第二二四〇号)

ものでございますので、審議の進展に従っていろいろな意見が出されておることをごさいます。

以上でございます。

○大原(幸)委員 それでは大蔵省の主計局が中心となつてやっておる共済年金制度基本問題研究会で、国鉄の年金やあるいは他の共済年金全体をやつておると思うのですが、これはどのような内容について議論し、そして大体いつ答申を出すのか、お答えいただきたい。

○野原説明員 お答え申し上げます。

私どもの方が中心となつて持つております共済年金制度基本問題研究会は昭和五十五年の六月に発足いたしました。ほぼ二年前でございます。そのときに私どもの方からこの研究会にお願いいたしましたのは、おおよそ二年度の間にお願ひいたしましたわけでございます。この研究会を設けましたのは、共済年金制度が将来に向けて現在のままでは非常に不安定な状態にあるという認識のもとに、その給付水準とか支給要件を抜本的に見直していくに当たつてどういう見地からこれを見直していくに当たつてどういう問題を中心にいまして、他の公的年金制度やあるいは恩給制度との整合性とか調整の問題、さらには、当面の緊急な課題といつたしまして、国鉄共済年金が財政的に非常な危機に陥つておりますので、そういうことに對する全体としての対応策、これらが検討テーマというふうにされておるわけでございます。

先ほども申し上げましたように、おおよそ二年度の間にお願ひをいたしたいということをお願いして、六月に参ります。私どももいたしましては六月ごろにこの研究会の御意見の集約が行われるというのを期待してゐるわけでございます。

○大原(幸)委員 次に、厚生省関係で社会保険審議会の厚年部会でやつておると思うのですが、これは現在の段階はどういう状況で、いつ答申を出す、臨調答申との関係についてはどういふふうにか

考へておるか。

○山口(新)政府委員 従来から厚生年金保険部会におきましては財政再計算期における大改正のための予備作業をするわけでございますが、現在厚生年金部会の懇談会で行つております検討もそれでございます。昨年の十一月から懇談会の検討を開始いたしました。現在月二回のペースで検討をしております。すでに具体的な個別の事項について検討作業が進められております。

従来よりよりから申し上げますと、この懇談会におきましていろいろ問題になる事項を詰めた結果に基づきまして御意見をちょうだいをいたしまして、それによつて次の改正の原案をまとめるという作業の段階になります。その改正の原案につきまして改めて正式に諮問を申し上げるということになります。現在の懇談会の作業といたしましては、その意味では個別の問題を順次検討するというところでございまして、具体的にいつまでにその検討を終えるという時期のめどはまだ立てておりません。ただ、従来行われました何回かの改正の経緯から申し上げますと、通常はほぼ一年前後懇談会の検討が行われております。懇談会として、その意味では臨調の答申がいつ行われるかというところは特に現在の段階では意識をしておられないようでございます。

○大原(幸)委員 やつぱり同じように厚生省の年金局が中心となつて、先ほど申し上げましたように昭和五十四年に、年金制度基本構想懇談会、年金懇の答申というのが出ていますね。あの答申をいまの状況で見てみますと、基礎年金とか基本年金とかという構想は、全面的に否定してはおりませんけれども、これは大部分否定、こういう立場でやつておるわけですね。それから臨調の討議のベーパー等を見てみますと、これはやはり基礎年金を段階的に導入するしかないだろう、こういう一定の方向で議論をしておるし、また総理大臣も、私も一昨年の予算委員会の総括質問以来しばしばやつておることですが、特に昨年等でも鈴木総理大臣やあるいは中曾根長官は、臨調報告に関

連して、やはり私が指摘をいたしました点について大まかに同調の意を表明をいたしておるわけでございます。

というのは、国鉄の問題は、一番古い年金だし、非常に政策的な、政府の政策がこへ入り込んでおるだけではない、たとえば三十五万人の合理化体制をやらば、保険料を払う者が減つていき、そしてもう者がばつと多くなるのですから、年金の制度としては成り立つていかない。これは国鉄だけではなしに、きょう自治省が来ておりますが、地方公務員だつて十六に分かれておる年金を見てみますと、それぞれそういう問題を抱えておるわけですね。それから公共企業体も皆時間的にそういうことであります。

ですから、低成長、高齢化社会の中で昔年金体制に入つておる中で年金はどうあるべきかという問題について、全体を考へないで個別の問題の解決はできない。きょう国鉄も出席をいたしておると思うのですが、できない。こういうことははっきりいたしておるわけでありまして、ですから、私は、年金行政の一元化の問題と、それから基礎年金を導入してそして計画的に年金の長期安定を図るべし、こういうことを私どもの党も最近とめましたけれども、その考え方を一貫して主張いたしておるわけですね。

いままでの答申といふ厚生省の社会保険審議会の厚年部会等やつておる問題との間において、やつぱりかなり、時間的な差もありませんが、それにいたしまして考へ方の方があるわけでありまして、それに加えて臨調の答申が出てくるわけですね。臨調は鈴木内閣はこれを尊重する、政治生命をかけて行革をやる、こう言つておるわけですから、そういう関係はどういふふうに理解をして中心官庁である厚生省は作業を進めておるか、この点についてお答えいただきたい。

○山口(新)政府委員 ただいまの各制度共通する基本問題につきましても、厚生年金部会では一応一つの検討項目として掲げております。そういう意味で全体の制度の中で厚生年金がどういふ機能

を持つべきかという観点で議論をしてもらえるわけでございます。

厚生年金部会を離れた立場で申し上げますと、先ほど基本懇のお話がございましたが、基本懇も五十二年の中間報告では必ずしもいゆる基礎年金構想を否定しているわけではないと思ひます。五十四年の最終報告の段階では、当面いたします五十五年改正が目前になつておりましたので、それとのつながりを恐らく考慮して当面とるべき措置ということで非常に限定された報告をされたのじゃないかというふうには私は理解をいたしております。私どもとしては、次の大改正の段階では公的年金全体の問題を踏まえた一つの物の考え方を前提にして改正案を組むということが必要であらうという判断をいたしております。

○大原(幸)委員 それじゃもう一つについて聞いておきますが、厚生大臣の私的な諮問機関である社会保険長期展望懇談会、有沢さんが会長、そこでは年金とか医療とか社会保険全体をやつておるのですが、作業の状況、いつ答申を出すのか、他の審議会との関係、これを、これは官房だと思つておるのですけれども、適当な人が答えてください。

○正木政府委員 社会保険長期展望懇談会でございますが、昨年の九月に審議を開始いたしました。先生おっしゃいますように有沢先生が座長をされておられますが、現在までに六回ほど審議が進められております。この長期展望懇談会は、さきに五十年八月に意見書が出ておりますが、その後の諸情勢の変化というものを念頭に置きつつ、二十一世紀における社会保険のあり方という観点から審議が進められております。

審議の大きな事項といたしましては、年金、それから保険医療、社会福祉の各部門にわたつておりまして、これまでのところで各担当部局からのヒヤリングを終えまして懇談会において御議論を進められるということでございます。

年金関係につきましても、公的年金の役割、あるいは年金体系の問題、あるいは給付水準、支給要件、費用負担の問題、あるいは業務処理体制

の問題等々が検討の事項とされております。

現在のところ提言の取りまとめ時期につきましては、大体ことしの六月中あるいは七月ぐらいをめどに審議を進められている状況でございます。
○大原(孝)委員 一斉にそれらの作業が六、七月ごろ、予算の概算要求が終わるごろぐらいをめどにやっていると申すのです。そういう仕事をやっておられる、臨調は臨調で非常に大きな構えでやっておられるわけでありまして。

その中にはいろいろな議論すべき問題点もあるし、たとえば臨調の基礎年金への三段階統合の中をちょっと見てみますと――臨調の答申は、大体全体を見てもみてもとくなく答申はないわけですが、しかし年金とか医療問題ということになると少しは傾聴に値するようなところがあるわけでありまして。これは社会党の答申に対する評価の中にも出しておりますが、ただしちょっと一枚皮をめぐって見ますと、年金の水準を下げるしかない、あるいは開始年齢をおくらせるしかない、保険料を上げるしかない、これはちゃんでも何でもというところはないが、だれでも考えつきそうな案で、大蔵省の官僚が考えつきそうな案です。大蔵省ベイスで大体臨調のものは進んでいると思うんだ。ですから、一皮めぐって見ますと、全然知恵のないのが寄り集まってそらばんの収支をはじいたような議論が出ておられるわけです。しかし、これは臨調の答申であるということではと出てまいりますと、いままでこつこつとやっておったのを、これはどういふことになるんだ、その関係はどうなるんだということになるわけでありまして。

これから、国務大臣でもあり、厚生大臣として少しはなれてこれらと思うのですが、これらについて鈴木内閣の年金の改革の言うなれば手だてというか、これがどういふ方向であるべきか、こういう点について厚生大臣の御答弁をいただきます。
○森下国務大臣 いま御指摘のように、臨調の答申であるとか社会保障審議会であるとか、また何何懇談会であるとか研究会であるとか、いろいろ

な観点から実はこの問題に取り組んでおります。その中で私は、この臨調の答申というものはかなりのウェイトで尊重しなければいけない。これは内閣全般が取り組んでおられる問題でございます。もちろんきょうの問題も含んでおりますし、遠いあすの問題まで含んでおられるというわけでございます。

その臨調の中で特に社会保障関係に示されておりますのは、活力ある福祉社会をつくらう、これが大方針でございますが、その中で年金関係では、先ほどちょっと説明がありました、年金制度の長期的な安定対策、こういうことになるわけでございます。そういうことで、この年金の見直しについては大体五年ごとというふうになっておりまして、次は六十年というふうになっておりますが、もろもろの差し迫った問題を考えました場合には、六十年を待たずにこれはかなり思い切った改革と申しますか見直しをしなければいけない一つの転機になっておる、こういうふうには実は認識をしております。

いまいろいろ大原委員からお話ございましたが、この年金の一本化の問題、一本化するためにはどうしても段階的にやりながら基本年金、また基礎年金とも言われるようですが、こういう問題を同時に考えていかなくてはならないというふうなことを考えました場合に、なかなか大変な時期になっておるなというふうなことで、私も年金について深い関心を持っておりまして、活力ある福祉社会をつくるためにも、また将来の民生安定のためにも、この年金の問題は大きな問題である、こういうふうには実は受けとめておるわけでございます。

○大原(孝)委員 再計算期は五十五年再計算の順序からいいますと六十年ですね。いままでは一年、二年と繰り上げてやってきたわけですが、しかしその大きな改正をやらうと思えば前の国会に出さなければいけないので、その年の国会でばたばたやるわけにはいかない。そういうことになるかとこれはかなり早くから準備をしなければい

ぬ。それからもう一つは、国鉄の共済年金は昭和六十年以降はパンク状況だというふうに言われておる。現行制度では支払いができないと言われておる。そうすると、六十年に突いたのでは全体の年金はいけないということになる、そのことを国鉄はどう考えているのですか。

○長野説明員 お答えいたします。

国鉄の年金財政は、収支委員会の答申で五十六年に再計算を行いまして五年間の計画で現在やっているわけでございますが、五年間の計画がどうしても立てられないということで、五十九年までの財政については答申をいただきまして、それに基づきまして現在運営をやっておりますので、五十九年まではめどがついておるわけでございますが、六十年には共済組合としては私どもの試算では約一千億程度の赤字が出るということで、とても通常の財源率というふうな形ではやっていけないような状況に立ち至るというふうに見込まれております。

私どもとしては、単独でこれを維持していくことはなかなかむずかしいのではないかとこのふりに考えておりました。船後報告書等も、国家公務員、公企体共済組合等との統合一元化をお願いしたらどうだという答申をいただいております。そういう方向で各方面にお願いをしておるわけでございます。大蔵省の研究会等の結論に従って抜本的解決策をお示しいただきたい、こう思っております。

○大原(孝)委員 たとえば行革で今度の七月に、国鉄については民営・分割論が臨調で議論されているでしょう。民営・分割論やっているでしょう、臨調。

○谷川説明員 国鉄の問題につきましては、第四部会で経営形態の見直しも含めて検討いたしております。

○大原(孝)委員 その議論の中で、たとえばこういう点はどういふふうな議論をしているんだらうかと私は思うのだ。不思議でならぬわけだけれど

も、つまり国鉄の年金は六十年は赤字になるわけですよ。それで国鉄だけをどうこうする、国庫負担を導入するというわけには皆年金のもとはいかぬわけでしょう。そうすると、六十年にそういう状況になるんであったら、来年くらいからちゃんと制度の方向をつけないわけではできないわけですよ。こういう年金は、特に日本は積立方式等をとっておいてそれが崩れておるわけです。インフレで崩れる。これは当然崩れるような仕組みになっておるわけだから崩れるわけですが、土壇場で騒ぐからますますできないということになる。長期の展望がないからますますできない。だれもそんな赤字になるものを引き受ける者は、労使ともに年金の保険料を負担する者はいないわけですよ。ですから、そういう土壇場へ来てやったんではど

の年金の制度も全部パンク状況になって全体が無政府状況になる。そうすればこれから低成長の高齢化社会を乗り切っていくことはできない。たとえば、国鉄を民間に移行するならば当然厚生年金でしょう。これから年金の掛金を掛ける者は厚生年金へ掛けることになる。そうすると、いままでの数十万人の年金受給者とこれからふえてくる人といままで国鉄の共済年金を掛けた者はどういふ形態でこれをやっていくのか。そうすると、いまでも四、五千億円一年間の持ち出しがあるわけですから、当局負担分があるわけですから、それを国がちゃんと負担をしていくのか、これは国鉄の一兆円赤字の問題とはどういふ関係になるのかという問題等があるのですが、そういう問題は

どういふ議論をしているのですか。
○谷川説明員 私は四部会の議論をすべて聞いておりませんが、必ずしも正確には申し上げられませんが、国鉄の改革の問題の中で年金問題というのとは避けて通れない非常に重要な問題であるということでございます。経営形態の変更、見直しについても検討しておりますが、どういふ形にするかという点についてはまだ途中の段階で、必ずしも方向づけはできておりませんので、その際年金をどうするかという点についても、現段階

では具体的な方向づけというものはなされておらないわけでございます。

○大原(幸)委員 大蔵省の共済課長も答弁しておりましたが、大蔵省の共済年金の研究会は、私はまさにそのことを含めてやっているのだと思うのです。それから厚生省の長期懇もそういうことを含めてやっていると思うのです。ですからこの問題は、こういう年金に対する取り組み方をどう改革するかというのを改革することが、そういう問題を出すことが臨調の仕事になるのではないかと、あなたが、いかがですか。あなた方臨調だつて、わけのわからぬつまらぬ問題についてぼんと出すのですか。そんな権威のないことをやるのですか。私は、いま途中だから将来のために指摘をするわけだが、臨調はわからぬなりにがたがたと結論を出すのですか。そういうものの案もない、こういうときに出すのですか。そういうでたらめなことをやっているのですか。それでは臨調の権威というものはないでしょう。ヒヤリングだけやっていると思うのですよ。ヒヤリングをやっているいろいろな段階を消化しようと思つていられる。それはあなたに言つたつてしようがないし、土光会長にしろ大物が集まつたからといって、大きな声をしたからといって、それがいいとは限らぬわけだから、その意味においては、一体どうするのだというところは、国務大臣である厚生大臣もちゃんと考えておく必要があるのではないかと。

大抵年金行政を少なくとも早く一元化して、そして日本の年金を全体としてどうするかというところをやつて作業を詰めていかなければいけないと私は思ふのです。臨調はそういう点について問題をしばつて出すべきではないか。私も、総理府に年金庁を設けてやるとか、あるいは厚生省の方が年金をたくさんやつておるから、健康保険と同じように、保険制度とは違ふけれども、年金庁的なものをつくるかというふうな考え方があつたわけでありまして、それは私はどつちにこだわるというわけではないのですが、そういう年金行政をきちつ

としなければ、いま質問を聞いておつても、年金全体をいま責任を持ってやつていけるのはだれもおらぬわけだ。たくさん審議会でいろいろ費用を使ひながら精力を分散してやつて、それでろくな結論も出ない。昭和五十二年にやつた年金懇の報告も時代から見るとちよつと影が薄れた、こういう状況であります。ですからそれを総合的にやつて、一元的に行政や研究の機能をやるようにすることが、いまの日本においては、何でもかんでも一本がいいことはないが、年金については避けて通れないのではないかと。

臨調の答申の中で、最近年金の審議機関をもう少し大きなもの一本でやつたらどうかという案を新聞に一部報道しておりましたが、これは結論ではないと思ひますが、そういう議論はしているのですか。

○谷川説明員 検討、議論の中ではそういう御意見を示される方もおられると聞いております。

○大原(幸)委員 であるならば、いままで中間の討議ペーパーが漏れたように、だれか発表したんだらうと思う、一部出しておいて、意見を聞きながらやつていくのだと思うのだが、そういうふうな年金についてはかなり具体的な問題について答申をするというふうな言われておるわけですね。思い切つた大局から見ての答申で正しい方向であればいいのですが、私が申し上げましたように財政的な見地からだけ見たのでは、これは結果として財政的な効率においてもいいものが出るとは限らぬわけでありまして。

ですから、そういう問題については十分議論をするように臨調においても考えるし、大蔵省も考えるし、また特に厚生年金、国民年金の主管大臣である厚生大臣も十分配慮して、これからどういふ答申が出るかということについて介入するわけにはいきませんが、どんないい意見をやりながら、全体として無政府状況が続かないような措置をとるべきであると思うが、厚生大臣、いかがですか。

○森下国務大臣 低成長、高齢化社会を迎えま

て、年金問題は非常に重要な問題でございます。大きくは八つ、三グループに分かれておりますが、この一元化の問題を含めまして非常に重要な問題として取り組みたい。またこの改定期も迫つておりますし、そういう意味でも積極的に各種の審議会等の結論について見守つていきたい、そのような覚悟でおるわけでございます。年金問題は厚生行政の中でも非常に重要な部門であるということをご承知しております。

○大原(幸)委員 もう時間もないから各論へ行きますが、今回出しておる改正案の中で、たとえば各種の審議会、制度審とか社会保険審議会等が答申しているのですが、スライドの時期を、共済でしたら人事院勧告、それから国民年金、厚生年金は物価スライドですが、その実施時期を毎年毎年繰り上げる、こういう措置をとつてきたわけですね。そして五％以下の物価上昇の場合であっても特例措置としてスライドをとつてきたわけですね。特例措置として繰り返した。そういう繰り返しておるのは制度へきちつとはめておいて、毎年毎年そういうふうになくなっていくようにして、それで最大限努力する点は、支払いの技術の問題はありますが、年度の初めに近寄せることですから、そういうことで法律をきちつとつて、毎年そのことについては繰り上げと、それから五％未満の物価上昇の際も特例措置ではなしに、物価が上昇すればそれにつれて上がる、こういうことは当然のことですから、制度としてきちつとその点は決めておいて、そしてこれからの全体の改革を示すべきではないのか。これは財政の都合で一カ月おくらせる、そういう便宜的なことをやるべきではないのかと思ひますが、いかがですか。

○山口(新)政府委員 スライドの問題につきましては、いま先生が御指摘されたのとおりでございます。次の大改正の一つの大きな問題となつております。時期の問題以外にも、基準の問題あるいは指標の問題、そういうものも含めまして、できれば新しいルールを確立したい、こういうふうに考

えております。

○大原(幸)委員 私的な年金と公的な年金を比較して、公的な年金は、とにかく年金の目減り、物価上昇に伴う実質価値の保障、こういうものが一番大きな安定した制度であります。そういう制度がなければインフレを政治の中で頭に置いてやるということもさばつていきますから、これは一番大きな問題です。二つともそれに関係しておる問題で、年金の安定化を図る上においては非常に重要な問題であります。差についてここに余り出しておりませんけれども、実施の時期を共済の方は四月、厚生年金は六月で国民年金は七月でした。それを一カ月ずつおくらせたわけでありまして。これもコンピュータもある時代ですから四月からやる、こういうふうにして制度はびしつとした方がいいと思ひます。そうしないと制度の安定というものはないと思ひます。

これは厚生大臣、いかがですか。

○森下国務大臣 目減りをするということは、長期的な年金のような問題については一番心配される問題で、給付者はもちろん、いわゆる掛ける掛金に関係する方々の心配の最たるものである、このように思つております。

そういうことで、このスライドの問題は特例的に五％以下でもこれを認めていただいたわけでございます。この点は四・五％でスライドさせていただく、これを恒久化せよ、もう五％以下とか何％と言わずにやるといふわけでございますが、この点につきましては、いまここで、そういういたしますというところは、いまここで、そういういたします、このお気持ちの点は、これは大原議員だけではないに、やはり目減りをするといふことが一番心配の種であるといふことの意義はよくわかつております。当分そういうことで、この前も五％以下でもスライドさせていたのだし、今年もそうさせていたのだし、七月が八月に一カ月分だけずれたといふことにつきましては、これはほかの恩給等の横並びもございまして、非常に財政的に

逼迫しております、これはひとつごしんぼう願いたいということでそうだったわけでごさいます。せっかくいままでだんだんいい線まで持ってきたのが、一歩後退という感を与えたことは否定はいたしませんけれども、非常に厳しい財政である。こういう中でごしんぼう願っておりますわけでごさいます、この点、ひとつ御了解をよろしくお願いしたいと思っております。

○大原(幸)委員 そういことが了解できない、こう言うんだ。というのは、前年度の物価の上昇や賃金の上昇分でスライドするんだから、本来から言うならば、もう一年前へさかのぼれということとを年金の生活者は言っておるわけだけれども、そこまではいかなくても、四月からはびしゃっと入っていくというのがやはり制度として最低のルールではないか。でないと、財政的な理由だけでこれを削っていくというふうなことになる、スライド制自体が骨抜きになる可能性はないか、こういう本質的な問題として、私はこの問題を強く主張しておきます。

それから、この財源の問題に関係いたしました、大蔵省、理財局来ていますか。——来ていますね。それで、国民年金と厚生年金の積立金の運用利子は現在何%であるか、これをお答えください。

○安原説明員 資金運用部の預託利率は現在七・三%になっております。

○大原(幸)委員 いままで経過を私も調べてみました、現在は七・三%ですが、厚生年金とか国民年金の金というのは、銀行や郵便局がやるように、募集に伴う手数料、費用は要らないわけですよ。コストはゼロなんです。コストはゼロであるから、七・三%というのは、高いことはなくて、かえって低いのではないかと。というのは、念のために聞いてみたいのですが、厚生年金基金の運用の平均利回りは幾らですか。これは基金をつくって、報酬比例部分と企業年金の部分を一緒にいたしまして、社会で蓄積をしてこれを運用するということになっておるはずであります、これは平均的にどの程度の利子でありますか。

○山口(新)政府委員 五十四年度におきまして七分四厘四毛でございます。

○大原(幸)委員 つまり安定運用あるいは高利回りの運用ということですが、これは〇・一違いますが、莫大な金ですからうんと違うわけですが、最近も特殊法人に対する財政投融資、資金運用部の資金の運用の仕方とも考えなければいけない、根本的に見直さなければいけません、こういうのがあつておるわけですが、一定の枠をはめております。

そうすると、コストのかかっていない、問題は資金運用部あるいは住宅資金その他で、貸し出しの利子との関係はありますが、それは政策問題です。これは運用利回りの七・三というのとはかなり努力はしていることは認めるが、さらに念のために聞いておくのですが、たとえば、これは長期の金ですから、長期のプライムレートはいまどのぐらいになっているのですか。理財局がおればわかるはずですが、理財局は銀行関係をやっておりますからわかるはずですが、長期のプライムレートは大体、正確でなくてもいいから、記憶した程度で答弁してください。

○安原説明員 現在、長期プライムは、三月末から八・四%となっております。

○大原(幸)委員 そうすると、年金の金というのは二十年、三十年平均、三十年平均以上保険料を掛けてもらうわけですから、積立方式としてしても、本人には、積み立てたと思っても全然ないわけだ、この年金の方は、そういう意味において、言うなれば羊頭肉の状況になっておる、国民年金なんかは三兆円もないわけですから。そうすると、本年年金の保険料というものはどこへ行ったかわからぬ形でありまして、そこで問題は、やはり財投について根本的に見直して、これから基礎年金の問題と一緒に、企業年金的な、職域年金的なものを雇用との関係等もあつて考えざるを得ない段階にあるわけですから、このような長期安定資金については、利回りについては、たとえば八・四%ということになると、一%違えば、これは莫大な収入に影響するということになるわけだ。ですから資金は、日本においても漸次自由化していきまして、財投といえども、特殊法人とのそういう癒着関係というものはもう断ち切っていく、そういうことが特殊法人の活力のある経営体を維持することにもなるのじゃないか。そういう側面がある。これは全部が正しいとは言わぬです。だから、これは根本的に考え直すべきであると、私は問題を指摘をしておきます。これは大蔵大臣もおられませんか、経済企画庁長官もおられませんか、そういう政策全体についての御答弁はむずかしいと思うから、問題を指摘をしておきます。

あと時間もう少しです。そこでもう一つは、たくさんあり過ぎるのですが、児童扶養手当については、またもとへ返りますが、児童扶養手当は法律の改正が出ておるわけですが、これは生き別れあるいは未婚の母、母子家庭であります。これは最近は何人が児童扶養手当の受給者になっておるか、何件はどうか。

そして、この問題について私もしばしば取り上げて議論したことがあるのですが、つまり十八歳までは児童扶養手当を支給するわけですが、問題は、十八歳で高等学校を卒業できない人がおるわけでありまして、生年月日によってあるわけでありまして、その分については無利子の世帯更生資金を運用しておるはずであります。この世帯更生資金の運用状況、金額等についてお答えをいただきたいと思ひます。二つ。

○幸田政府委員 児童扶養手当の支給世帯でございますけれども、近年非常にふえておりまして、五十五年度末で四十七万世帯でございます。それから五十六年度末で四十九万八千世帯でございます。それから二番目の、修学資金の問題でございますが、母子福祉資金の中に、十八歳に達しましたことにより児童扶養手当が受けられなくなるという世代のことを考慮いたしまして、昭和五十五年度から新たに特例修学資金ということで児童扶養手当相当額を上乗せいたしました。従来の修学資金に加えて貸し付けをする制度を設けたわけでございます。現在私ども、五十五年度の実績しか集計をいたしておりませんが、五十五年度の実績で二百七十九件、金額にいたしまして約四千八百万円の特例修学資金の額でございます。

○大原(幸)委員 これは比較的用户者が少ないわけですか。少ないのはどういう理由ですか。

○幸田政府委員 昭和五十五年の五月分から実施をいたしましたわけでございますが、五十五年度は実施当初ということでございまして、必ずしも実績が十分でございせん。この制度の周知徹底につきまして、私も今後とも努力をしてみたいと思っております。

○大原(幸)委員 母子家庭の中で、生き別れの家庭と未婚の母の数の比率はわかりますか、これを答弁してください。

○幸田政府委員 児童扶養手当の支給世帯で見まして、昭和五十六年三月現在でございますけれども、全体を一〇〇%といたしまして、そのうち離婚の世帯が六四%でございます。それから、いわゆる未婚の母子世帯が七・七%でございます。

○大原(幸)委員 父子家庭はどのくらいですか。

○幸田政府委員 父子家庭につきましては、大体全国に十一万ないし十二万世帯と推計をいたしておりますが、本年から新たに父子家庭に対するいわゆる介護人の派遣事業をいたしたい、こういうことでございまして。

○大原(幸)委員 父子家庭に対して児童扶養手当は。

○幸田政府委員 父子家庭につきましては、私どもが調査をいたしております関係では、経済的には一般の世帯とさほど異なりませんので、現在のところ児童扶養手当の支給対象にはなっておりま

せん。
○大原(幸)委員 しかし、これはおかしいのじゃないかな。ここに皆さんおられるが、男女平等というところから言えどもおかしなところがある。大体父子家庭の場合は女房の方が蒸発するのじやないか。母子家庭の場合はおやじの方が蒸発するのじやないか。子供を抱えるのはお母さんの方が多いいことでは。そうすると、同じような家庭状況になるのじやないかな。(経済力が違う)と呼ぶ者あり)これはもう時間がないから。

ただ、一言言っておきますが、生き別れとか未婚の母の場合の母子家庭に対して児童扶養手当を出す、これは数十万になるからふえるわけですが、予測から言いますと、二十代の離婚がふえてくるわけですからますますふえます。これは西欧その他全体の共通現象であります。しかし、そういうふうな勝手に別れておるのに対して手当を出すのはけしからぬと言ふかなやがおるのです。臨調なんかで議論しているのがおるそうだけれども、そういうことは間違いない。それは間違いない。そのことについては時間がないから議論いたしません。臨調はそのことについてよく討議をしないままではしゃつと出すようなことはいけない。

それから、その次は児童手当の問題であります。これは日本は第三子です、十五歳以下、第三子。非常にいびつなままで、いつも私が指摘しているとおりであります。この児童に対する所得保障というものは、出生率が非常に低下しておるわけですから、やはり社会的に保育をするということが求められておるわけであり。そのことは、産めよふやせよという方針をとらなくても、育児をしていくという条件を整備することは、言なれば民族の活力を維持する上において非常に重要な問題であります。

ですから、臨調も、年金の所得保障の中に障害者の所得保障と一緒に児童手当の問題も——これは世界じゅうで日本が一番悪いわけです。第三

子という言葉はないわけですから、やっているとこはもう第二子か第一子です。ほとんどは第一子です、六十四カ国ですから。日本は非常に悪い。これも企業が七割を負担するから企業の負担だというふうに言っているのですが、そうではないに、企業が賃金その他に分配する根拠で外形的に賃金を基準して負担しているのですから、これは経営者の負担ではない。だからといって、所得制限をかけるのだという議論がどんどん進んでおるわけですが、これも間違いない。ですから、これはやはり国民的な問題として事業主が負担しておるものである、分配の前に根拠で負担しておるものである、そういう思想を徹底させていかなければならぬと思うし、五千円という金額も二十年近くも固定いたしておるわけであり。高いほどいいというわけではないが、物価もある程度上昇しているわけですから、制度を積極的に活用しようと思えば、それらの問題を総合的に考へて、児童手当の制度については、財源の問題は扶養控除の問題等を含めて審議会が答申しているわけですから、その答申のようにやれば第一子から五千円出せるわけ。

ですから、この問題については討議を避けて通らないで、高齢化社会における出生率の低下の問題等を踏まえて、児童手当の問題については政府は確固たる方針で自信を持って対処すべきであると私は思うが、厚生大臣はいかがですか。
○森下国務大臣 これは人口問題として非常に大切な問題でございまして、高齢化社会、それと生産年齢人口がだんだん少なくなっていく、そういうことで私は、たくさん子供を産んでもらうて、それが将来生産年齢人口として活力を与えてもらいたいという考え方は持っております。したがって、いま大原議員が御意見としてお話をされましたことは同感でござい。いろいろ財政的にも厳しいときでござい。いま直ちにどうこうと言うことは私からは避けなければい、このように思っております。

○大原(幸)委員 それでは、現在無年金の人は何人おられますか。

○小林(功)政府委員 いわゆる無年金者の数を正確につかみますのはなかなかむずかしいわけですが、五十三年から五十五年にかけては例の特例納付をやったわけであり。その際に使いました数字がござい。それにより、八十八万人のうちの約半分に当たります四十万人を特例加入させましたので、残りの四十万人前後がいわゆる無年金ということであろうと思。○大原(幸)委員 その後年々無年金になる人がふえていっておるはずですよ。そんなことじゃないと思うのです。特にいけないのは、大都会で行政サービスが徹底してないところほどそういう無年金者の多いわけ。ですから、これはかなり数字の変動があるはずであります。これはやはり基本年金を導入しないと解決できない一つの問題だと思。基本年金を導入する一つの理由にもなっておるわけ。○森下国務大臣 最後、一分間ありますから質問いたしますが、五人未満の事業所で働いておる者健康保険に入る人が五百万人程度はあるはずではないか。これを国民年金に入れておくというのはおかしいわけ。そうすると、五千二百二十円の国民年金の保険料でやるということになります。一本化しますと、妻の任意加入の問題を含めまして、物価上昇に伴う年金保険料が増大するということから、非常に大きな問題になると思。この五人未満の問題についても年金改革のときには十分考へて、そして国民年金の中で自営業者、農業、商業という生産手段を若干持っている人を中心とする年金とは違うんだという点を頭に置いて、把握率等は厚生省等はいいわけですから、この問題については十分配慮して年金改革の作業を進めてもらいたい、このことを要望いたしておきますが、局長からでも御答弁いただきたいと思。

○山口(新)政府委員 先生御指摘のとおりでござい。五人未満の問題は非常に古くしてなおかつ新しい問題でござい。今度の改正の際に何かいろいろ知恵をしばって幾らかでも事態が解決できるような工夫をしてみたいというふうに考へております。

○大原(幸)委員 終わります。
○唐沢委員長 次に、米沢隆君。
○米沢委員 私は、国年法等の一部を改正する法律案に関連いたしまして、本日は国民年金制度そのものにしほりまして質問をさせていただきます。後ほど個々の問題点については指摘しながら御質問をいたしますけれども、まず最初に大臣にお伺いしたいことは、いまいろいろと話が出ておりましたように、年金制度そのものは、あらゆる年金制度がそれぞれ問題点を持っております。きわめて厳しい状況にあるわけであり。特に国民年金制度そのものには集約的に問題点が集まっております。この問題点につき大臣はどういう認識を持っておられて、今後その抜本的な改革の方向についてどう考へておるのか、まず所信を承っておきたいと思。

○森下国務大臣 老後の所得保障を受け持ちます年金制度は各種ござい。その中でも、いま御指摘のように国民年金制度は、被保険者の数からいいますと受給者の数からいいますと公的年金の中心をなすものでござい。しかしながら、低成長、高齢化時代に入りましていろいろと疑点が出てまいりました。また将来に対する不安な要素が出てきたり、また事実でござい。したがって、臨調の答申を初めいろいろの懇談会とか研究会等からも、また各党からも、将来の年金のあり方、特に国民年金のあり方についての御示唆等もござい。従来からいけば五年度に年金の見直し、手直しをやりたいということをやつてまいりました

が、そういうように非常に急迫しておると申しますか、時を急いでおるような感じがいたしておりますので、六十一年を待たず次期再計算に向かつて、被用者年金との関連も図りつつ基本的な検討を進めさせていただきたい、このように思っております。

○米沢委員 御承知のとおり、先般、国民年金研究会が国民年金制度改革に関する報告という貴重なレポートを発表されました。その中には、国民年金制度が直面するさまざまな問題につきまして今後検討すべき改革の方向が指摘をされておりますが、私は、このレポートに示唆をいただきながら、この際当局の所信をただしておきたいと思うわけでありませう。

このレポートには、拠出制国民年金は制度発足後これまでおおむね順調に発展してきたが、最近になって幾つかの注目すべき変化が起こっているとして、一、被保険者数の減少、二、国民年金財政の逼迫化、三、免除料率が高まってきたこと、四、付加年金が据え置かれたままになっておること、五、強制適用でありながら未加入者が多いということ、六、老齢年金の繰り上げ請求の割合が高いということ、七、無拠出制の老齢福祉年金の水準が高くなったという、大きく分けましてこの七つの変化を挙げております。とりわけ制度の成熟化と人口の高齢化の進行に伴いまして財政状態が厳しくなってきたことを指摘いたしておるわけでありませう。

そこで、まず第一に被保険者数の減少についてでありますけれども、その原因を、就業構造の変化、とりわけ女性の厚生年金適用分野への進出によって強制適用者が減少してきたことと、任意加入者の伸び悩みにあると分析しております。将来にわたる被保険者数の減少は、制度の成熟度、制度の健全性、安定性にかかわる重大な問題であると思うのでありますが、厚生省は今後被保険者はどのようなふうな推移していくと予測しておるのか、同時に、対受給者比率がどう変化していくことが予想されておるのか、まず基礎的な

問題について御説明いただきたいと思ひます。
○山口(新)政府委員 五十五年改正の際将来の推計をしていられるわけでございますが、その基礎として見込んでおられますのが、被保険者数は八十五年で二千六百八十九万人ということを見込んでおりまして、ほぼ横ばいという見方でございませう。それに対して老齢年金受給者の数につきましては八十五年で八百九十六万人ということでございます。現在よりも一・七倍程度に増加する。したがって、加入者に対しては老齢年金受給者の比率で申し上げますと、現在は五・四一人に一人ということでございますが、八十五年には三人に一人という割合になるという見込みでございます。

○米沢委員 第二の問題は、財政状態がすでに息切れ状態にあるという点であります。
このレポートの表現によりますと、登山にたとえたと三合目あたりの段階ですでに息切れを始めたことになる、こう言っております。昭和五十五年度末の国民の積立金は二兆六千億円、それに対して五十六年度の給付費予算は一兆九千億円でありませうから、その比率はわずかに一・四倍にすぎないわけですが、当初積立方式を予定した拠出制国民年金は、いまやもろ積立方式からほぼ賦課方式に近づいておるといふ指摘をしております。まさに当を得ておる指摘だと思ひます。

そこで、当初の国民年金設計されたときの予測と比べて国民年金財政運営でこういうことを来している原因は一体どういふところにあったのか、まず伺いたいと思ひます。

○山口(新)政府委員 一概にそごというようには言い切れないと思ひます。といいますのは、すべての年金制度がそうでございますけれども、成熟度が高くなるに従いまして財政はどのようにも賦課式に近づくわけでございませう。これは既裁定の年金につきまして実質価値の維持を行います、つまり通常スライドと言われておりますが、これを行うわけでございませうが、スライド財源は現役時代にはとても負担するわけにはまいり

ませんで、どうしても後代負担になります。そういう意味でスライドに要する追加費用が年々ふえてまいりますから、成熟化してまいりますとどうしても賦課式に近づくというのが本来の姿であると思ひます。そういう意味におきまして成熟度を比較してみますと、厚生年金ではまだ一〇％になつておりませんが、国民年金はすでに二〇％に近づいておるわけでございませう。

制度といましては後から発足したわけでございますが、制度の仕組みをいたしまして過去期間をある程度配慮している、つまり本来の資格期間が二十五年で老齢年金がつくこととございませうが、制度発足当時の高齢者につきましては資格期間を短縮する、つまり年齢に応じまして二十年ないし二十四年に資格期間を短縮いたしました。老齢年金が発生するようにしております。さらにこの資格期間を短縮いたしました経過的な老齢年金につきましては、年金額の面でもある程度加算をいたしております。そういうようなことを制度発足後改正のたびにいろいろ配慮をしましてきたために、当初の見込みよりは財政はどうしてもきつくなつていっているという事情があるかと思ひます。

それからもう一つは、先ほど先生からもお話があったのですが、婦人のサラリーマンがふえたために当初ほど加入者がふえなくなったということでございますが、そのほかにも少し大きな問題といたしまして、国民年金をつくりまして考えられませんでした社会的な背景は三十年代の前半でございます。その当時は就業者の中でサラリーマンの割合は半分にもなつてなかつたわけですが、四三％くらいであつたかと思ひます。そういう状況下で発足をいたしましたわけでございませうが、御案内のとおり三十年代の後半から四十年代の初頭にかけて非常に急激な産業構造の変化があつたわけでございます。それに伴いまして、就業構造の上でもサラリーマンが飛躍的にふえてきております。

現在就業者の中で七割強がサラリーマンでございませう。そういう意味で国民年金が当初予測した

しました加入者ほどは伸びなかつた、ということでは保険料負担者の数が予定よりは伸びないわけでございます。どうしても一人一人の負担が重くなるという形になります。つまり財政状況といたしましては、当初の予測よりは厳しい環境下に置かれた、こういうことが言われるのではないかといいこととございませう。

○米沢委員 そこで、さきの昭和五十五年の大改正の時点におきましては、昭和六十年までは国民の保険料を段階的に引き上げていく、こういうことを決めておるわけでありませうが、それを実施していったとして、昭和六十年時点ではどのような財政状況になっておるか、これが一つ。

もう一つは、国民年金が段階的な保険料を実施していったとして、特に大改正のとき三百五十円ずつ毎年上げていくということになりましたが、完全に国民が賦課方式になる時点があるのかどうか。これは財政収支のバランスがとれるように保険料を計算されたのでありませうから、賦課方式に完全に移行することはあり得ないかもしれませうけれども、後は保険料をどれくらい負担できるかどうかにかかっているいろいろな問題が指摘されると思ひますが、その点を聞かしてもらいたい。

○山口(新)政府委員 六十年段階におきまして財政状況というお尋ねでございますが、一応現行制度のまま推移をするという仮定で試算をいたしてみますと、六十年度におきまして収支の残は五千億円、つまり単年度の収支残五千億円でございます。これが支出の一六％になります。それから六十年度末におきまして積立金は約四兆四千億円ということと給付費の一・二年分ということになるかと思ひます。

そこで、いつから賦課式になるかというお尋ねでございますけれども、仮に賦課式になりまして、公的な制度でございませうから何らかの給付のための準備金を持つていなければならないかと思ひます。現在、制度が成熟しております西欧諸国でももうすべて賦課式でございませうが、それなり

に準備金もある程度は持っているわけでござい
ます。そういう形で国民年金を考えますと、すでに
非常に賦課式に近い状態にあるという見方もでき
ようかと思ひます。

保険料負担の限界というような問題も非常に大
事な問題でございします。これは国民年金だけでは
ありませんで、厚生年金でも同じ問題でございま
すが、負担の問題を考えます場合には、年金だけ
ではございしませんで、医療保険等も含めまして、
あるいは税等も含めまして全体の負担の問題がま
ずあるかと思ひます。それからまた、所得が上
がりますと負担力もふえるわけでございします。さ
らにまた、年金に対する意識が高まりますればあ
る程度負担にも応じようというような意識も出て
くるわけでございします。

そういうような推移を見ながら考えていく必要
があるかと思ひますが、トータルといたしまし
ては、年金の水準として相応のものを設定すれば
それに応じた負担は何らかの形で必要なわけで
ございしますから、そういう給付と負担とのバラン
スも考えながら負担の問題も考えていく必要がある
というところでございします。

○米沢委員 国保財政の脆弱性を考えましたとき
に、これはいま積立方式でありますから、結局皆
さんが計算される平準保険料と拠出保険料の格差
が大き過ぎるとこれは問題なわけでですね。実際各
制度ともそうでありまして、平準保険料と
拠出保険料とはかなり乖離をしておる。

御承知のとおり国民年金の昭和五十一年四月に
おける平準保険料は月額四千九百六十円、その際
徴収保険料はわずかに千四百円でありましたから、
必要な保険料に対しては足りておる保険料率はわ
ずか二八・二％であつたわけですね。昭和五十五年
四月における計算では平準保険料が月額七千九百
二十五円に對しまして徴収保険料三千七百七十
円、これは四七・五％です。そして五十六年四
月の八千五百五十円に對しては四千五百円でありま
すから五五・二％ですね。三百五十円プラス物価
スライドを加えて、五十七年四月は保険料が

五千二百二十円になったということでありま
すが、これに對するパーセントはまだだかに知
てはおりませんけれども、少なくとも五五・二％
よりもちょっとは上がつていないとおかしいと思
はるうのです。

こういうふうな、必要な保険料に對してもら
ておる保険料率というものは、少しずつパーセン
トはふえてきつゝありますけれども、このこと
は、たとえばこの五十六年時点でも考えましても保
険給付に必要な費用の四五％程度を逆にして将来の被
保険者の負担として繰り越しているということ
を意味するわけであります。この分について将来
の保険料の引き上げがあるいは国庫負担の増加と
いう形で、いずれにせよ全体としては将来の世代
の負担になつていかざるを得ない、こういうこと
が言えるわけであります。

そういう意味では、今後この乖離した部分をど
ういうかこうで埋めていくのかという問題が非
常に大事な問題だと思ひます。だから、たびごと
に、その当時、その時点における感覚でこのパー
セントを決めていくのか、それとも計画的に、で
き得る限りこの乖離をなくすような方向で保険料
を上げていかねば實際は問題がどうも明らかにな
らないという感じがするわけであります。その
点について一体厚生省はどういう考えを持ってお
るのか、お聞かせいただきたい。

○山口(新)政府委員 いま御指摘のありました点
は先生のおっしゃるとおりだと思ひます。先生の
お話の中にもございしましたように、平準保険料に
對します割合は、若干ずつではありますから、ふえ
てきております。これは実は逆に言ひますと、賦
課式に近づきますとどうしても平準保険料と實際
の保険料が近づいてくるわけでございします。そういう意
味で賦課式に近づいていくという見方もできよう
かと思ひます。これは国民年金はその歩みが非常
に速いわけではございしますが、厚生年金でも同じ事
情があると思ひます。特に制度発足当初の高齢者
に對する特別措置等がございしますから、その方た
ちにとりましては、言い方が余りよくないのです

が、割りのいい給付が出てゐるわけでございま
す。そういう割りのいい給付を受けている方がだ
んだん減るようになりますと、当然に平準保険料
と保険料との格差も縮まってくる、そういう見方
もできようかと思ひます。

おっしゃいましたように、現在乖離している分
につきましては当然後代の負担になるわけでござ
いますけれども、後代の負担につきましては、国
民年金グループだけではありませんが、厚生年
金、共済組合、それぞれのグループでも同じ問題
がございしますから、一概に、単純に国庫負担に頼
つていいということにはならないと思ひます。や
はり社会保険方式の仕組みでございしますので、主
体は保険料の中で何とか解決を図っていく必要が
あるのじゃないか、かように考えております。

○米沢委員 第三の問題は、保険料の免除率が上
がつてきておるといふ問題であります。

五十五年度末の法定免除者は八十三万六千人、
申請免除者は百四十九万三千人、合計二百三十三
万人であるわけで、免除率は一・八％になつて
おります。簡単に言つたら十人に一人が保険料を
免除されておる、こういう問題であるわけで、こ
れは保険料の上昇と無関係ではないと思ひます
が、特に申請免除者が多くなつてゐることは、そ
れが、免除期間の年金額単価が三分の一になると
いうことはわかりながら申請をしていくという意
味で、そのことがわかつてゐても保険料引き上げ
についていけないという人がふえておるといふ意
味で、あるいはまた先のことは言つておれぬとい
う人が加入者の中に多いといふことで、別の観点
からも問題があると私は思ふのです。

そこで、免除されておる皆さんは、暮らし向き
の面もありまして、何となく年金に不信を持
つておつて、三分の一に減るとか減らないとかい
ふような言われともそんなのはわからぬよといふ感
じで、年金不信というものは私は實際あると思
うのです。そういう点を厚生省として一体どうい
うふうな分析をされておるのかといふこと、今
後こういう免除率が高くなつていくといふことは

保険料の引き上げに大変大きな障害になります
が、その点をどういふふうな考えておられるの
か、この二点を聞かせていただきたいと思ひので
す。

○山口(新)政府委員 せっかくの年金制度でござ
いますから、免除期間が長くなることは本来余り
好ましくないわけでございします。ただ、制度のた
てまといひまして、負担力があるなしにかか
わらずすべて適用をするといふことをやつており
ますので、そういう仕組みの中ではやはり保険料
の負担できない方には免除の道を開いて、資格期
間としては生かす。資格期間だけではありませ
ん、三分の一の給付が出来ますが、ともかくもその
期間について無年金の状態を避けるという趣旨が
あるわけでございします。

おっしゃいましたように、私どもも免除の数の
動向には非常に神経を働かせてゐるわけでござ
いまして、もう少しその実情を把握してみることが
あると思ひますが、ただ、免除者につきましては
保険料の追納という道がございしますので、免除を
受けた期間についてすべてがそのまま免除期間と
して推移するといふことでは必ずしもないよう
でございします。そういう意味で、実際に給付を裁定
いたします場合に、その中に免除期間がどの程度
あるかといふことも一方で検討してみることがあ
るうかと思ひます。追納することによりまして本
来の期間に直つてゐる者も大分あるはずでござ
いますから、ただ、残念ながらいままでの統計では
そういう面をつかんでおりませんが、現在正確な
ことは申し上げられませんが、ある程度そういう
事情があるといふことでございします。

〔委員長退席、深谷委員長代理着席〕
それから、免除率が高くなつてますと財政的にき
つくなるのじゃないかといふお話でございします
が、免除期間につきましては保険料財源の給付が
出ない形になつておりますから、そういう意味で
は財政に影響する要素は少ないという見方をして
よろしいかと思ひます。
ただ、そういう観点ではなくて、もし保険料が

上がれば免除者がふえるという意味で上げにくくなるのじゃないかという御指摘であるといえます。その点は制度の仕組みといたしまして、負担力のない者を抱えている限りにおいてはどうしてもついて回る運命にあるわけでございまして、ある程度はやむを得ない面もあるのじゃないかというふうに考えております。

○米沢委員 そこで、免除された者が後から支払う制度、いわゆる追納保険料というのですか、これはお聞きしますと、現行の規定では滞納保険料は二年間、また免除を受けた保険料は十年間さかのぼって納付することができ、こういうことになっておることであります。この場合の保険料は過去の納付すべき保険料の実額で、たとえば十年おくれでも十年前の金を払いさえすればいい、これはやはり公平を欠くと思うのです。免除を受けた人は気の毒と言えは一言で片づくかもしれませんが、たしかに、たとえば十年間免除された人が十年前の金を出さなければいいというのは、国年というのには保険制度でございまして、場合によっては最初から生活保護家庭で、二十五年間も生活保護をそのまま続けるといふ人もおるわけで、ほとんど金を出さずに最終的には年金を国庫負担でまらう、これは保険じゃないですね。

そういう意味で、厳しい言い方かもしれませんが、追納保険料等々は利子を取るといふぐらいのことは当然検討されるべきだと思ふのです。どうでしょうか。

○山口(新)政府委員 ただいま御指摘の点はまさにそういう要素があるかと思ひます。制度充足当初は事態をやや静態的に見ていた節がありますので、現在のようになつたことを見ますと、やはり現在の追納の仕組みというのは相当再検討すべき問題が内蔵されているというふうに私も考えております。

○米沢委員 第四に、付加年金の問題でございします。御承知のとおり、この付加年金制度というのはもともと所得のある人たちにより高い年金をとい

う考え方から出発したものであります。その後無職の者も対象とする法改正が行われ、いま被用者の妻によつて利用されている実態もあるわけですが、昭和五十五年末の加入者は四百九万人。内訳は、付加年金の強制適用者、いわゆる農業者年金加入者が百一万人、任意加入者が、その大部分は被用者の妻だと言われますが、三百八十八万人、トータルで四百九十九万人を数えます。そういう意味ではこの法改正はそれなりの理由があつてなされたと思ひますが、最初に目標にした所得のある人は少い年金をもらへるような制度をつくらうという趣旨から少しづつ変質して、そして昭和四十八年以來付加年金の保険料は四百円に据え置かれておるといふ実態もありまして、この付加年金制度の国年に占める存在意義というものがかなり薄れてきておる、あるいは将来一体どうなっていくのだらうかという将来設計についてもいろいろな不満や不安が出ておる。

そういう意味で、この際、付加年金制度というものについて、一体拡充する方向にあるのか、それとも現行のままでもいいという仕方がないかと思ふのか、それともなくしてしまふ方向なのか、そのあたりをはっきりしてもらふことが必要ではないかと思ふのですが、いかがですか。

○山口(新)政府委員 この問題もいま先生から御指摘あつたとおりでございします。四十四年改正で設けたわけでございしますけれども、当初の志とは現状はずれておりまして、加入している大半がどうもいささか趣旨と違つておるんじゃないかというのには御指摘のとおりでございします。制度をつくりましたときは所得比例の給付と年金ということに対する加入者グループからの要望に対応しようという志があつたわけでございしますが、どうも余りうまく動かないような結果になっておりまして、次の改正の際にはこの問題も基本から見直しをしてみたい、こういうふうな考えております。

○米沢委員 第五の問題は、国民年金は法律上は強制適用ですね。実際にはいま加入してない者が多数残されておるといふ問題でございします。その

数は昭和五十三年の厚生省の調査によれば約三百八十八万人が無年金者ですね。五十三年末の被保険者数が二千七百八十八万人、未加入者が三百八十八万人ですから、これを足して三千六百六十六万人です。から、本来入つておるべき人のうちで無年金者の割合を計算しますと、その割合は約二二%です。国民年金は強制加入と言ひながら、一二%の人が国民年金に入つていない。これはやはりどう考えても矛盾だと思ふのでございします。

確かに国年の制度が自分で届け出をしてお金を納めていくという制度をとつておることもありませんし、意識の薄さというものも実際はあるかもしれませんけれども、これはいま放置しておつたならば、いま若いときにはそれは文句も言わないうし、自分で納めないんだから仕方がないと思つておるかもしれないが、そういう人々が年をとつて六十五歳、七十歳になつたときに、そのことは忘れて、私はやっぱり問題になつてくると思ふのです。そして、また政治家を使つて何とかしろなんという議論になりますと、これは冗談じゃないという状態が将来出てくる可能性がある。そういう意味では、いままで三回にわたりまして特例納付を実施してきたのだから、その網にもかからないんだから仕方がないことであらうとちやうどおきにしましては、将来に禍根を残す問題点を残すことになつてくるのじゃないか、そういうふう

に私は考えるわけでございします。

そういう意味で、もう一回特例納付を実施しろというのには、ちょっとやつても結果的にどうなるかということでも私も定かではございせんけれども、できればもう一回ぐらいやつてもらいたいというところ。もしそれができないとするならば、やはり制度そのものを改めていく必要があると思ふのです。

いまのところ強制適用者については二十五年度の受給要件があります。これを逆に廃止して、加入年数に応じて老齢年金を支給するという制度は一体本当に検討できないものだらうかどうか。あるいはまた資格期間が二十五年というから余

りにも長いわけでして、僕らは厚生年金あたりで十五年の適用があるように、二十年ぐらゐに短縮するような特別措置は実際できないものかどうか。

あるいは六十歳まで保険料を払うわけですが、その段階になつてあと四、五年どうも足りないという連中には逆に継続加入の道を開いてあげるといふ、そんなような便宜を図つて、無年金者をなくすということが私は大変重要な問題だと思ふわけでございします。

そういう意味では、こういう制度をとるとすれば、現在加入を求めにくい三十五歳以上の未加入者の加入促進にも大きく役立ちますし、または海外居住から帰国する人、あるいはこの前難民条約が発効しまして新規に加入を認められました在外日本人の本人資格、本人の落ち度によらず無年金者になる、こういう皆さんが救われるということになるので、これは前向きに御検討いただきたいと思ふのですが、いかがですか。

○山口(新)政府委員 ただいまの問題も先生のおっしゃる通りだと思ひます。

ただ、ちょっと先生が引用されました調査の問題でございします。私も五十二年の三月に行つた調査でございしますけれども、おっしゃいますように、強制加入対象者で未加入の者が三百八十八万おつたわけでございします。その理由を見てみますと、加入手続のおくれというのが二百三十万人おつたわけでございします。これは一時点の調査でございしましたために、たまたまサラリーマンから退職したという方々が国民年金に入る手続をまだしてないという状態にあるというふうな方もいらつしやうしたはずでございまして、そういう方たちが二百三十万人いらつしやうしたのだと思ひます。そのほかあと残りが百五十万人になります。加入の意思のない方が九十一万人でその他に六十二万人ということになつておるわけでございします。この、あとの二つの方々の問題だと思ひます。

そういう意味では約百五十万の方の問題でござ

いますが、その後ももう三回目の特例納付が行われましたから、それによりましてある程度解消もされていると思いますが、先生からお話ありましたように、実際に老人になつてから、ああ掛けておけばよかったという方方も出てくることは容易に想像されるわけであります。

そういう意味で、資格期間そのものを基本的に手をつけることが果たして社会保険方式の仕組みの中で当を得ておるかどうかというのは非常に基本的な問題が含まれていると思いますが、ただ後半の部分で挙げられましたような、在外生活の長かった方、あるいは難民の方、中国孤児の方なんかの問題はそれなりに解決をする必要のある問題でございますから、そういう方々にむしり重点を置きましてこの問題は検討させていただきたいと思ひます。

○米沢委員 六つ目の問題は、老齢年金の繰り上げ請求の割合が高くて、しかも年々その率が上昇してあるという問題であります。

いまは新規規定における繰り上げ請求の割合は、昭和四十六年の時点で四七・三%から昭和五十五年の時点では六七・一%にまで増加をしておるわけでありまして、その繰り上げ請求の六二%が六十歳支給である。六十五歳からもう人はわずか三三%にすぎない、こういう調査資料があります。

これは支給開始年齢に本間に問題があるのか。あるいは雇用とか就労の面で問題があるのか、ちよつと定かでありませぬけれども、これは一体どういうことなんでしょうか。

○山口(新)政府委員 繰り上げ請求の多い状況については、ちよつと私も正確な調査をしたことがございませぬので、はっきりしたことは申し上げかねますが、ただ現在対象になつております受給者は十年ないし十五、六年加入された方でございます。国民年金が発足しましたときすでに中高年の年齢にあつた方でございます。そういう方たちでございますので、どちらかと言いますと少しでも早く現物を手にした方が間違いないとい

いような感覚がおりなんじゃないかという気がいたします。

ただ、これはあくまでも私の主観でございますから客観的な説明にはならないわけでございますけれども、年金本来の機能といたしましてはやはり所得を得るための道がむずかしくなるような高齢の段階においてできるだけ本格的な年金が出る方が望ましいわけでございますから、そういう意味では本来の年金がもらえる年齢まで待っていた方が、十年、二十年たちますと御本人にとつてもよろしいわけでございますから、そういう意味ではこの請求についてのPRと申しますか、受給者に対するいろいろな指導と申しますか、そういう面をなお社会保険庁にも十分配慮をしてもらふ必要があろうかと思ひます。

また、その事態につきましても何らかの形で客観的な状況がわかるように調査もしてみたい、かように考えます。

○米沢委員 たとえば六十歳から受給をされることになりますと、年金額は通常の額の五八%、約半分近くに減額されるわけですね。それは早く金が欲しいという気持ちにはわかりますけれども、逆に繰り上げ支給の制度があるために、本来ニーズがそれほど強くない人まで早く金が欲しいということで減額年金の早期支給を受ける傾向があるのではなからうか。当座は確かにいいかもしれませんが、後半、そのときになつて特にニーズも切実な時期に少ない年金しかもらえない、年金なんて何でこんなに安いのだという逆に文句を言われる、そういうことであつてはやはり問題だと思ひますね。公的年金が本来意図した保障の効果が失われていくという、これはやはり問題だと思ひます。

そういう意味で、これもむずかしい話かもしれませんが、繰り上げ支給というものを対してもつと厳しい制限を置く、あるいは一定の経過期間が必要かもしれないけれども、そういう方向でないと、先ほどの話じゃありませんが、老後の後半

においてやはり問題になつて、結果的には飯が食えない、生活保護だということまで二重に公的な保障を受けざるを得ないという人をつくるといふことになつていくんじゃないか。それはやっぱり繰り上げ支給制度ができた意図もよくわかりますし、それなりの評価もできますが、同時にその制度が後半において逆に問題を残すようなことになつたらやはり検討される必要があるのではないかと、こう思ふのでありますが、いかがですか。

○山口(新)政府委員 おつしやることおりの要素があろうかと思ひます。私どもの検討の際に十分参考にさせていただきたいと思ひます。

○米沢委員 第七番目の問題は、今後無拠出制の老齢福祉年金の水準をどう考えていくかという問題であります。

財政の関係、経過年金とのバランスの問題等々もあつて、老齢福祉年金はバランス論の上にはいま水準がつくられておるわけでありまして、一体今後、老齢福祉年金の水準はどういうものが一番適正な水準であらうというふうな設定をするのか、これは非常に大事な問題だと思ひますのでございませう。それで当局の見解を聞かせてもらいたい。

○山口(新)政府委員 老齢福祉年金の絶対的な水準をどういうふうにかかるといふのは非常にむずかしい問題であらうかと思ひます。現在の仕組みといたしましては、実は、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、国民年金が発足しました当時の中高年者に対して二十年から二十四年の資格期間で経過的な老齢年金を支給するようにしておりますが、その経過的な老齢年金の最低保障額として一つの金額が定まつておるわけでございますが、それと同額のもを福祉年金として差し上げておるわけでございます。そういう意味で、やはり拠出年金のレベルとのバランスにおいて決めるを得ないのじゃないか、こういうふうにかかえております。

○米沢委員 以上で、いま国年の現状に関する問題、そしてそれについての御見解を伺つたわけでありまして、まあ、これは本当にいろいろあると

いう率直な感じがいたします。そういう意味で、次の大改正、六十年を待たずに取り組もうという前向きな答弁が大臣からなされましたけれども、これはちよつと問題があり過ぎて、もういま五十七年でしょう、あと七年、八年、一年間ぐらいつて、今度はその結果でまた討議をしていくというのを考えますと、六十年の大改正をちよつと前に持つてくるとすればますます時間がなくなるわけ、果たしてこんな問題に結論がつけられ

すか。僕は昔からこういう議論を積み重ねてきていつも感じますのは、みんな何か審議会にお尋ねして答申を受けてからどうだという議論になつて、厚生省自身として自信を持ってこうやろうではないかというのはいつても出てこないのです。そのあたりが、次の大改正のときまでの時間を考えれば考えるほど、もつと厚生省自身が厚生省自身の試案なり物の考え方をびしつと決めるということが必要だ。そしてそれについて審議会の意見を聞く。いま逆立ちしておるのですよ。そのあたりをちよつとメスを入れてもらわないと次の大改正にはとうてい間に合わないと思ひます。その厚生省の姿勢を変えてもらうことにして大臣にちよつと見解を聞いておきたいと思ひます。

○森下国務大臣 そのとおりでございます。いろいろ諮問機関がたくさんございまして、その中に駆け込むというか逃げ込むという気持ちはないわけですが、結果的には日を延ばすだけにすぎないという、これは一般論でございますが、傾向が実はあつたことは事実でございます。

しかし、この国民年金の問題につきましてもう待たなし、給付を受ける方はもちろんでございますが、掛けられる方々の不安を解消するためにも、やはり長期安定、心配ないという安心感の上に年金制度、すなわち、老後の所得保障、これが立たなくては行政としてはやっていけないというところで、この保険制度のあり方、目的、精神を考えました場合に、臨調でも示されておりますような長期的な安定、そういうことで六十年を待た

ずにできるだけ早く抜本改正に厚生省自身が自主性を発揮いたしまして取り組んでいきたい、従来と違った意味で局長以下取り組んでおりますし、今後より一層御趣旨のような方向で行きたい、このように思っております。

○米沢委員 さて、将来の国庫の改革に当たりまして考えねばならぬ問題についていまからちょっと触れてみたいと思います。

言うまでもなく、国民年金の五十五年財政再計算結果を見ますと、国民年金の受給者は今後とも着実にふえ続けて、五十五年の時点の六百三十三万人が七十五年では千四百五十万人、九十年には千八百九十九万人になることが予測をされております。また、これらの年金受給者を将来どれだけの被保険者が支えていくかが問題でありまして、さきの財政再計算では、老齢年金受給者数の被保険者数に対する割合は、昭和五十五年では一八・四％でありましたが、七十五年で二九・一％、ピークになる昭和九十年では三四・八％までに増大すると見込まれております。これは、先ほど答弁がありましたが、言うならば百人の被保険者で約三十五人の受給者を支えることに相なるわけであります。

その上、この試算を用いております厚生省の人口問題研究所の昭和五十一年の将来人口推計の合計特殊出生率に比しまして、さきに出ました昭和五十六年の将来人口新推計による合計特殊出生率はまだ低い水準にあると言われておりますので、将来の老齢年金受給者数の被保険者数に対する割合はさらに厳しくなることが予測をされるわけであります。

いずれにいたしましても、今後国民年金制度の成熟化が進めば進むほど年金受給者はふえる、しかも老齢年金受給者の平均加入期間は伸びていくわけでありまして、これに伴って平均給付水準は自動的に上昇していくわけでありまして、今後の四十年間に年金受給者が三倍になるのに対して年金給付費総額は昭和五十五年価格で四倍になって、これに見合う保険料及び国庫負担が必要にな

なってくる。こういうのが常識論でございます。問題は、国民年金の被保険者がこのような保険料引き上げにどこまでついてこれるかというのが最大の問題だと思っております。厚生年金と違っていて国民年金は定額保険料で、一律、全加入者から出してもらうという制度でありますから、上げますと、加入者のうちの比較的所得の少ない人はついてこれない。その結果また免除率が高くなっていくというもう刃の剣的なものを持っておるわけであります。

なってくる。こういうのが常識論でございます。

問題は、国民年金の被保険者がこのような保険料引き上げにどこまでついてこれるかというのが最大の問題だと思っております。厚生年金と違っていて国民年金は定額保険料で、一律、全加入者から出してもらうという制度でありますから、上げますと、加入者のうちの比較的所得の少ない人はついてこれない。その結果また免除率が高くなっていくというもう刃の剣的なものを持っておるわけであります。

そういう意味で厚生省に聞かせてもらいたいのは、被保険者が一体どこまで保険料アップについてこれるか、その限度について一体どう考えるか。厚生年金の場合には、前の大臣の話によりますと、大体一七・八％が限度だろうというふうな話をされておりました。この国民年金についての保険料のアップできる限度みたいなものは一体どういうふうな考えでいらっしゃいますか。

○山口(新)政府委員 負担の限界という問題は非常にむずかしい要素があるかと思っております。先ほどもちょっとお答え申し上げましたけれども、一つには、年金だけではありませんで、医療保険なり税の負担、それらも全部込みにした全体の負担に対する感じの問題があるわけでございます。それからもう一つは、所得水準が上がりますればそれなりに負担力はふえてくるわけでございます。それからもう一つ、年金そのものに対する評価が高まるといいますか、意識が高まればそれだけ負担に積極的に取り組んでいただける、そういう要素もあるかと思っております。

過去を見てみますと、当初百円、百五十円で済んだ足した保険料、五十六年度では四千五百円になつていくわけでございますから、その間の倍率は実は非常に大きいわけでございます。そういうふうにして保険料を負担していただいたのは、それなりに国民年金に対する加入者の信頼があったからだというふうに思っております。そういう意味で、制度そのものに対する信頼を得るように努めるということがまず根幹にあると思っております。

それで将来の問題を考えます場合には、これも先ほど申し上げましたが、給付と負担、つまり年金で生活をするOBの生活水準と現役で保険料を負担する生産年齢者の生活水準、このバランスの問題が一番大事であるかと思っております。そういう世代間の生活水準のバランスということを含頭に置いて物を考えれば、おのずから負担の方も常識的な線に落ちつくということが期待できると思っております。

〔深谷委員長代理退席、委員長着席〕

そういうようなことで、五十三年度でございますが、たか、一遍、保険料負担についての意識調査がございましてけれども、その段階では、まあ大体五千人ぐらいいなというところがあるが回答としては多かつたわけでございますけれども、その後若干の年数もたつておりました、また一方、厚生年金の方のバランスを考えまして、現在は一〇・六％、本人負担五・三％でございますが、この方も将来はいまお話のございましたように料率も少なくともいまの倍ぐらいまではいかざるを得ないわけでございますから、そうすると仮に月給、平均賃金の方がいまですと二十二万ぐらいいやないかと思ひますが、現在の負担はその意味では本人負担が一萬二千円ぐらいいやないかと思ひますが、そういうものとのバランスということも一方で考えながら対処していく必要がある、かように考えております。

○米沢委員 いずれにいたしましても保険料には限界がある。その中で年金水準を維持発展させていくためにはやはり健全財政を貫いていく、それならばやはり国庫負担をふやさねばならない、こんな議論になるわけですね。しかし、国庫負担にも限界があるでしょうから、そうなりますと、結局健全財政にさせていくために、簡単に言うたら収入をふやすか支出を減らすしかないわけなんです。収入をふやすか支出を減らすか、これは、保険料を適正化する、限度を考えながら段階的に引き上げを図っていくということと、あるいは新規財源をどこかに求めるかという議論につながるでしょうし、

あるいは支出を減らすというのは、すなわち年金の給付水準をどうも相対的には下げたいかねばならない、こういう選択をとるかどうにかかってくるわけですね。

いずれにいたしましても、収入と支出の問題の中でしか年金水準は決まらないわけでありまして、いま臨調なんかで議論されている話を聞いておりますと、保険料と国庫負担を伸ばしていくのはどうも限界があるので、この際、給付水準そのものを給付の適正化という名前のもとに下げたいかざるを得ないのじゃないかというところに力点が入つておるような気がするのですが、大臣、臨調の議論はまだ定かにはオープンにはされておられませんけれども、今後の年金、特に国庫の水準を考へる場合に、保険料を上げていくあるいは国庫負担を増大させていくという議論よりも、水準そのものを相対的には下げていくということに力点が置かれておる、この臨調の議論をどういうふうにお考えになりますか。

○森下国務大臣 その前に、実はILOが日本のことをえらい心配してくれまして、将来高齢化社会を迎えて日本の二〇〇〇年以降における年金財政は大変なことになりますよというふうなことが新聞に載つておりました。臨調においてもこの点非常に心配されておりました。活力ある福祉社会をつくるために年金制度はいかにあるべきかというふうないろいろな御意見が出されると実は思うわけでありまして。

その中で、いかにすれば年金財政がうまくいくかという中で、給付水準を下げよというふうなお話があったわけでございますが、その前に年金の一本化と申しますか、何かそういう形に持っていないと、給付年齢においてもまちまちでございますし、またその給付の水準もまちまちでございます。そういう格差をできるだけ早く是正して、それからそういう点を上げるか下げるか、そのままたにおくかということを考えるべきである、このように考えておりますし、また年金をいただける年齢を繰り延べるといふ問題も実は出ておりま

す。

これは雇用の問題に絡むわけでございます。定年制の問題とかいわれる老年雇用がどこまでいけるかという問題とも絡んでいくと思ひますけれども、このままではいまいちつたように、またILOでも言っておるように、低成長また高齢化時代における日本の老後を保障するという年金制度は一つの危機に來るであらう、私も実はそう思っております。

そういう意味で先ほど申しましたように早急に抜本的な対策を立てるべきである、そういう中で一本化の問題、またいまおっしゃいましたような給付水準の問題等についても検討を加えていかなければいけない、このように思っております。

○米沢委員 保険料の適正水準への引き上げというものは不可避だと思ひますけれども、その際、国年の一一定額の保険料には、先ほどから何回も議論がありまますように負担能力の面からのおずから限界が出てきます。したがって、今後の課題として保険料体系を見直すべきだという意見もありまます。所得に応じて保険料を取るといふ厚生年金的な感覚で保険料体系をつくり直す。しかし、そのうなつたままいろいろ問題が出てくることは事実であります、その点についていま厚生省当局がどういふスタンスで保険料体系を見直すということに關して取り組もうとされておるのか、その点を聞かしてもらいたい。

○山口(新)政府委員 御指摘のありましたように、本来公的年金でございますから、所得再配分効果を持つ方がより望ましいわけでございます。そういう意味で、実は制度発足後間もない時期から、何らかの意味で所得比例の仕組みを導入できないかということが繰返し検討されたわけでございまして、さつき問題になりました付加年金も実はその一つの形としてやってみたわけでございまして、ただ実際に所得比例制ということになりますと、現実はその所得の把握をどうやってやるかという問題がございます。やはり公平な所

得を把握しないと、ある面での不公平が出るわけでございます。それからまた、その所得を把握するための事務的な組織という問題も伴ってくるわけでございます。そういう意味では、具体化するに当たりましていろいろと詰める必要のある問題があるわけでございます。そういうものもまた検討を十分加えまして、いい知恵がなければ何か考えてみたいというふうな、いま状況でございます。

○米沢委員 その一律定額の保険料にはおのずから限界がある。同時に、所得比例の保険料も採用するのは実際はむずかしい。そうしなければ残された方策は、新たな財源を求める以外にないわけですね。給付水準はどうしてもいいというなら別ですけども、給付水準をそれなりに維持、発展させることを前提にするならば、どうも新たな財源を求める以外に方法はない。

その方法論として、一つは現行税制による国庫負担を増額していくという考え方と、二つ目には制度間の財政調整をやつたらどうかという議論と、あるいは一般税または年金財源のための目的税を導入したらどうかという、大きく分けて三つの物の考え方が現実にあるわけですね。

○森下国務大臣 目的税を新設したらどうかという御意見だと思ひます。税負担のかなり重いつきでございますし、なかなかそう簡単にはいかぬと思ひますし、かなりの啓蒙、啓発、また世論の動向を踏まなければ新税というものはむずかしいと思ひますけれども、一つの考え方として私は傾聴に値する提議だと思ひます。

しかし国庫負担を増額せよ、こう言ひましても、現行の制度下でも大変大きな重圧になっておることは御承知のとおりで、五十五年時点の例の再計算のときにも、七十五年の時点では一・六兆円ぐらゐる国庫負担になる。現在の約二・五倍ぐらゐる負担しなければならぬ。厚生年金でもその七十五年の時点では三・一兆円、現在の約五・一倍ぐらゐるお金が要る。そのほかまた共済等もあるわけですから、国庫負担を増額しろという議論は、かつこうはいけれども現実論としては非常にむずかしい。

先ほどの負担金の問題でございますが、年金の方は定額で健康保険なんかの場合は定率でございます、これは相互扶助の考えからいくと、先ほどのちよつとお話しございました一律に決める方法もいけれども、定率方法も一つの考え方としては将来生かせるのじやないかという気持ちもして実は聞いておつたわけですね。所得の把握は、これは健康保険の方でやっておるわけでございまして、できぬことはありません。

あるいは制度間の財調の問題も、御承知のとおり年金制度基本構想懇談会においても検討されたことと聞きますが、とてもとても合意を得るような状況にはならないであらう。

○米沢委員 次、年金の積立金の有利運用についてお尋ねしたいと思ひます。

税、それに各種の掛金がふえておる時代でございます、一人当たりの給料から差し引かれる公租公課が幾らであるか、それに対して給付を受ける年金が幾らいただけるか、これらの比較も実は非常に大事でございます。成熟した国において例が見られますように、一生懸命働かして、働く方が損だというような心理的な悪い影響を与える制度をつくつては大変でございますし、先進国等のそういう悪い面がばつぽつ出てることもよく検討、勉強いたしまして、大きな負担にならないように、しかも将来に対する所得保障、老後の辛せを得るためには協力すべきである、そういう問題で進んで協力していただけるような体制、またそれにふさわしいような機構、仕組みというものをつくつていきたい。そういう中で、いま御提議ございました目的税の創設も、考え方としては傾聴すべき考え方であると思ひます。

年金財政が大変厳しい状況にありますから、いま議論がありまますように、給付水準を下げるのかあるいは保険料を上げるのかという議論があるわけですが、しかしその議論だけではなくて、現に年金の積立金というのは相当の金額に達しておりますので、これを何とか有利に運用して運用益を稼ぐような方法が一体できないものだろうか。これは先ほど大原先生が御指摘になりましたし、いろいろな委員会でも過去においても議論が積み重ねられてきておる問題だと思ひます。しかし、結論はどうも冷たい結論しか出ておりません。

御承知のとおり、年金の累積積立金は、五十七年の予定を見ましても、厚生年金保険で三兆六千三百五十億、国民年金の累積額で二兆九千七百十五億、トータルでは三兆九千二百二十五億という大変な額になっておるわけでございまして、この金が一部還元融資資金として運用されておりますことは十分承知をいたしておりますが、その残りはみんな資金運用部の方に預託をされて自主的な運用ができない、こういう仕組みになってお

ります。この問題につきましては社会保険審議会等も何回か改正について建議をされておりますけれども、にもかかわらず改善されていないという問題であります。これがやはり私はいまの段階ではもっと真剣に取り組んでもらわなければならぬ大きな課題ではないかと思ひます。

先ほどから言いますように、年金財政が大変苦しい時代になっております。年金財政が、年金財政の健全化のためにもっと有利運用を図って運用益等を生み出して、年金拠出者の期待にこたえるべきときであるというふうに私たちは考えております。そういう意味で、資金運用部資金以上の利率、いま五十七年の二月時点で七・三％になったそうでありまして、いかに低いんですね。それ以上に有利運用できるような部分をつくる工夫が必要だと年来主張させていただいておりますが、資金運用部資金法第二条の内容は十分わかった上で大蔵省の見解を聞かせてもらいたい。

同時に、この問題は厚生大臣も前向きに大蔵省とも議論しようという約束をされておられるのですが、その後の経過は全然わかりません。厚生省としては、この年金の積立金の有利運用についてどういう見解を持っておられるのか、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○安原説明員 年金資金につきましては、先生ただいま御説明がございましたように、資金運用部資金法に基づきまして、郵便貯金その他の国の特別会計の積立金等を全部統合いたしまして、資金運用部におきまして一元的に管理、運用させていただきます。この資金の運用の問題につきましては種々御意見があるのは承知いたしておりますが、現在、一元的な管理、運用をいたしておりますのは、あくまで国の制度、信用を通じて集められる資金でございますので、これを一元的に管理、運用することによりまして、政策的な重要性に応じたバランスのとれた資金配分をやっていく必要がある、あるいはまた財政、金融政策との整合性を全体として図って、そのときそのときの社会経済情勢の要請に応じた運用を

やっていく必要があるということからでございます。こういうことで、現在のそういう統合運用の仕組みというものが国の財政制度の基本的な枠組みに組み込まれておるわけでございます。そこで、これを一部でも分離運用することについては、こういう財政の基本的な仕組みに影響を与えますので、とり得ないというぐあいに考えております。

ただ、あくまで年金資金にしましても、ほかの資金にいたしましても、できることなら有利に運用されなければならぬということは当然のことでございますが、一方また、先ほど申しましたように、公共目的に照らしまして、できるだけ全体の国民の要請に応じた政策的な目的にも活用していかなければならないという要請もあるわけでございまして、その両方の要請の調和を考えながら運用をさせていただいておるというのが実情でございます。

それでは、具体的に運用部の預託金利がどのように定められておるかということでございますが、それは現在の金利体系の中にありまして、一方では、先ほど大原委員もお触れになりましたが、たとえば長期プライム等のいろいろな各種の長期の金利がございまして、そういうものと、財政で資金を流しております各種財政機関、政策金融機関等の基準金利というもののバランスを考えて設定する。

他方、資金コストといたしましては、資金運用部の中で年金資金と並びまして大宗を占めております郵便貯金の預託金利の問題がございまして、これはまた同種の民間の預金金利とのバランスをとって設定する、そういう両方の金利をにらみまして、その間で資金運用部の預託金利というのを設定しておるわけでございます。私どもは、現在の七・三％という金利は、現在の金利体系の中にありまして全体の金融情勢に即した適正な水準であると考えております。私どもは、その預託金利の七・三％イコール貸付金利ということで、利ざやなしに各種財政機関に対して貸し付けを

行っておることとございまして、現在の金利が適正なものであるということで御理解を賜りたいと思ひます。

○森下閣下大臣 年金加入者は、それぞれ自分の預けたお金が安全に、しかも率の高い利子で運用されておるかどうかということには非常に関心が高いと私は思うのです。目減りをしておられないだろうか、また変な方向に使われておられないだろうか、と。そういうことで、この年金資金はすべて資金運用部に預託してあるわけでございまして、その点は共済組合等とは違つてございまして、当面は、厚生省は専門でございまして、年金問題懇談会とか年金資金懇談会、こういう場において関係者の意見が十分反映されるように配慮していくのが最も妥当な方法であらう、このように考えております。

○米沢委員 時間がありませんので最後の質問にしたいと思います。大蔵省の方、いまおっしゃった理屈はよくわかるのです。それはいままでの議論だ。資金運用部資金法の二条二項を読めば、あなたが言うようなことはよくわかるのです。いま言われた理屈もよくわかるのですが、それはいままでの議論です。こんなに年金財政が大変だという時期においては、ある程度いまままでの考え方とちよつと変わった方向で議論してもらわないと私は困ると思ひます。いま御案内のとおり、先ほどから出ておりますように、財政投融資そのもののあり方がいま再検討されております。われわれから素直に言わしていただければ、法律がどうなつておるかわかりません。先ほど出てきました共済年金あたりは自主運用でしよう。あるいはまた簡易生命保険及び郵便年金の積立金、これも運用部資金への預託は義務づけられておるわけで、自主運用ということになつております。だから何も厚生年金や国民年金の積立金だけが全部預託をさせられて、自主運用はだめだと思ひます。こんな議論は成り立たないと思ひます。そのあたり、大蔵省は一体どう考えておるのですか。

一時は、この共済年金の自主運用なんというのは、われわれにとっては大変うらやましいなと思つたことがありますが、一部は共済グループと言われたらどうございまして、兜町あたりでは、ばあつと國債を買ひ集める。そして、その利ざやを自主的に運用した結果、共済年金の財政運用のために役立てていく、そんな方法を考えられておるわけですよ。なぜ共済年金は許されて、簡易生命保険の金、郵便貯金の金が自主運用が許されて、なぜわれわれのものだけ、いかに自分の金のごとくに勝手に使われては困ると思ひます。大蔵省、どう考えるんです。いままでの議論は、いままでの話だ。こんなに財政が大変だ、年金も大変だ、そして今度は年金の保険料も上げねばならぬ、こういう事態において、われわれがためた金を自主的に運用して、その運用益をやはり年金財政のために何らかの形で貢献させていく、この考え方が何かおかしいのか、大蔵省。

○安原説明員 ただいま年金資金につきましては、統一した運用の考え方を申し述べましたが、年金資金につきましては特に大きな資金でございまして、将来の給付のための大切な財源でございまして、そこで、この資金を安全、確実に運用していくということが極めて重要かと思ひます。したがって、いまの資金運用部資金に預託をさせていただきまして、全体の政策的な目的にも即しまして、しかもできるだけ有利ということも十分配慮しながら運用していくのが最も適当であるというぐあいに考えておるわけでございまして、御指摘の簡保資金につきましては、確かに唯一の例外として、国家資金の中で例外的な取り扱いになつておるわけでございまして、これは大正時代に制度ができたときに自主運用の形でスタートいたしました。一時統合運用ということになつてまいつたわけでございまして、昭和二十八年から、発足の経緯に照らしまして、沿革的な理由から再び分離運用という形になつたわけでございまして、ただ、あくまで簡保資金も国の資金でござい

すので、できるだけ公共目的に即した形で運用されなければならぬということをごさいます。その点、資金運用部資金法と同じような運用対象に運用していくということになっておりまして、資金運用部資金と簡保資金も合わせまして、全体として財政計画というものを策定いたしまして、政策的な重要性に即した運用を、大部分の資金については財政協力という形でやっていただいております。

それからもう一つ、共済につきましてお話がありました。共済につきましては、一部資金運用部に預託していただいておりますが、現在のところ法律に基づきまして実質的に厚生年金とバランスのとれた形で預託を願うということになっております。現在一人当たりの積立金の額が厚生年金に比べて共済年金の方が金額が高いこともございまして、一部の運用ということで行われております。現在の形で実質的なバランスがとれておるものと考えております。

○米沢委員 済みません、もう一問。

答弁聞いておきますと、われわれの年金の積立金は運用部資金にみんな集めておれたちが安全、有利にやっておりますという話ですけれども、御承知のとおり、この前、郵便貯金と共済年金とを約五十七年度には政府保証債や政府保証借入金とを約六千億円増発するという手段をとりましたよね。こういうふうなことで、足らなかつたらいろいろとやれるんだ。逆に、あつてそれを使うのはいいかもしれませんけれども、足りなくなつたらこういうふうにして政府保証債でも発行してやれるという手段はあるのですから。私たちは厚生年金や国民年金の積立金を全部くると言っているのじゃありません。一部を自主運用できるように道を開いて、できる限り財政の健全化のために使いたいというわけでありまして、いまおっしゃつたような議論は、いまの法体系を一生懸命説明しただけであつて、政策的に前向きな議論が何もないんだ、私はそう考えざるを得ないわけでごさいます。

そういう意味では、厚生大臣、これは大変むずかしい問題かもしれないけれども、何回も申し上げておりますが、もっと、年金財政が置かれておる現在を踏まえながら大蔵省と、財政そのもののあり方も根本的に問われている時代でありますから、そこをひつくるめて大々的な政策転換を行つような動きを大臣みずから先頭に立つてがんばつてもらいたいと思つております。

一言御答弁をいただいて、質問を終わります。

○森下国務大臣 大切な積立金の管理運営のことをごさいますから、積極的にこの点は大蔵省ともよく相談して、米沢議員の考え方にも同調するようになつて勉強をしてみたい、このように思つております。

○唐沢委員 午後一時三十分から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五十三分休憩

午後一時三十分再開

○唐沢委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

○国民年金法等の一部を改正する法律案に対する質疑を続行いたします。小沢和秋君。

○小沢(和)委員 最初にまず大臣にお尋ねをしたと思うのです。

本法案は、国民年金等について、昭和五十六年度の消費者物価上昇率が五%を超えておりませんけれども年金額の物価スライドを行おうとするものでありますから、このこと自体私たちは当然の措置として賛成したいと思つております。問題は、先ほども議論されておりますけれども、この当然のことが特例措置として行われるという仕組みにあると思つております。これを恒久的な原則とすべきだということも社会保障制度審議会の答申などでも出されております。先ほど年金局長が答弁の中で、次期の大改正の中ではこれは考えなければならぬことだと言ふに言われたと思つておりますが、厚生省としてそういう方向でやるといふ立場

に立つておられるのかどうか、まずお尋ねをしておきたいと思つております。

○森下国務大臣 年金のスライド問題につきましては、一応過去におきましてかなり大きなインフレがございまして、どこに線を引くかというふうなことからこういう制度ができたのであらうと私は思つております。そこで、五%の引いた線がよかったのかどうか。これは五%以下でも特例措置でスライドしておりますからそれはそれでいままではよかつたと思つておりますけれども、今後その線を外してしまふ、そして物価が上昇すればその率に応じてスライドしていかうという御質問にやなからうかと思つておりますが、年金制度につきましていろいろ各党からも案を出されておりますし、臨調を初め懇談会とか研究会とかプロジェクトチームとか、あらゆる機関からいろいろな意見が出されております。それがそろそろ煮詰まらうとしておりますし、大体六十年めどをできるだけ早めましてこういう問題も含めて検討したいというところで、前向きにこの点についても検討していきたいということをお願いしたいと思います。

○小沢(和)委員 前向きということでありまして、それが今後の経過を見守りたいと思つておりますが、特に問題なのは実施時期を昨年より一カ月おくらせた問題だと思つております。国民の要求によつて昭和四十八年にこの物価スライド制が実施されてから、法律のたてまえとしては厚生年金や船員保険についてはその年の十一月、国民年金については翌年の一月からというふうになつてゐるものが、関係者の努力によつて逐次改善されてまいつたわけですね。それがずっとそういう方向で改善されてきたのに、今回、実施十年目にして初めて一カ月おくらせるということになつた。これはいままでの方向とはつきり違ふと思つております。逆転だと思つております。私はこれは年金行政だけでなく福祉全体についての行政姿勢の後退を意味するので、これはいかんと大変残念に思つてゐるわけですが、この点についての御所見を伺いたいと思つております。

○森下国務大臣 年金のスライドの時期につきましては、私は、一番初めは十月とか十一月というふうに行われたと聞いておりました。実は昨年ゼロインフレーションで、当初計画いたしましたのは十月とか十一月、またもう少し遅くというふうなことで予算を組みかけておつたわけですが、何となくこれではいけないというふうなことで、何とかこの線に返さうというところで努力をしたわけですが、やはり全般的に財政事情が非常に悪いということ、スライドだけは何とか守らう、しかしながら一カ月のおくれはいたし方ない、こういうことで実はしんぼうをしたわけでごさいます。

だから、お説のとおりまことに残念なことでごさいますけれども、私はすべてあらゆる状況、環境、厳しい財政状況のもとではこの程度のこと、恩給等の横並びもございまして、御理解を願いたい、ごしんぼうをお願いしたいということでごさいます。

○小沢(和)委員 この点についてはとても了承するわけにはまいりませんし、わが党としては他の野党と共同して修正案を提出する考えでおります。

大臣は先週の審議で、来年度予算ではこの一カ月おくれを取り戻したいという決意を表明されたと思つております。いまも変わりありませんでしょうか。

○森下国務大臣 いろいろ諸情勢等も見なければいけないわけですが、私としては、物価スライドの趣旨とか従来の経緯にかんがみまして、精いっぱい努力をいたしましてその線に戻していきたい、その努力をいたしたいということを申し上げます。

○小沢(和)委員 大臣が先週も表明されてから後も、新聞などを見ておられますと、五十六年度の歳入不足が二兆円からある、五十七年度は恐らく三兆円を超すだろう、五十八年度はマイナスイノベーションではないかというふうなことも言われているわけですね。こういう中で大臣がいまのような立場には変わりはないというふうに行われた

ことは、私は積極的な意味を持っていると思うのですが、それだけにこれはまた容易ならざる決意表明だと思つたのです。マイナス・スリーピングという方針が政府全体として出たから、もうしようがなかったんだということとでさつと旗を巻くというようなことではなくて、それこそ、辞表をふところに入れてでもがんばるといふ決意だと私は伺つたのですが、それでいいでしょうか。

○森下国務大臣 非常に厳しい財政情勢で、ゼロ・スリーピングまたはマイナス・スリーピングというふうなうわさも出ておる中で、厚生行政、特に福祉行政、保障制度については、一カ月の問題を云々ではなしに、全般的な厚生行政、福祉行政が後退しないという不転の決意の上に立つて、そして象徴的にもこの線に戻しますという気持ちを申し上げたわけでございます。非常に厳しいとは思いますが、この問題だけではなく、全般的な福祉行政が後退しないように全力を挙げるといふ気持ちを込めて申し上げたわけでございます。

○小沢(和)委員 では、法案に直接関連する問題はそれぐらいにいたしまして、次の問題に移りたいと思うのです。

ここ数年、年金制度の抜本改正についていろいろな意見などが発表されているわけでありまして、私たちの党としてもこれについて検討を続けているわけでありまして、若干、この抜本改正の問題についてお尋ねをしたいと思つた。

まず最初に私が申し上げたいと思うのは、最近の議論の中で、年金財政が非常に苦しい、だから年金をこういふふうにしていかなければいけないというふうな、いわゆる年金財政の方から年金をいじる発想が生まれているような感じがするのですけれども、私は、これは根本的な誤りではないかと思つたのです。よく言われるように高齢化社会が急速に到来しつつある、こういう中で、年をとられた方々が老後を本心に安心して生活できるように保障として年金はどうあるべきか、これを保障するために財政はどうしなければならぬ、こういう形で議論がされなければならぬということ

を、私はまず指摘しておきたいと思つたのです。

そこで、先週の審議で、厚生省の方としては、五十九年度の再計算期に、少なくとも厚生省が所管をしておる年金については抜本改正案を出すという考え方を示されたと思つたのですが、そう理解してよいかどうか。そうすると、もうあと二年、かなり検討が煮詰まっているはずではなからうかと思つたのですが、およその方向などが固まつていないんだつたら、それを国民の前に明らかにすべきではないでしょうか。

○山口(新)政府委員 いま、再計算期が五十九年度というお話が出ましたが、再計算期としましては限度は六十年でございますが、私どもは、現在のようないふ情勢でありますと、案がまとまるものならばそれよりも前にできればという考え方であるわけでございます。実際に作業を始めておりますのは昨年の九月からでございます。現在、一方で、社会保険審議会の厚生年金保険部会でも具体的な項目について検討をお願いしている最中でございます。いずれは私どもの案も示している時期が当然来ようかと思つた。現在の段階では、まだそこまで至っていないという状況でございます。

○小沢(和)委員 国民に対して、前回の再計算のとき以来でしようか、もう年金制度は大変だ、危機だ危機だといふふうに出てくる割には、いまのお答え程度だとすると、政府の取り組みが非常に不十分だといふ感じがするわけですね。

私はもう一度お尋ねをしたいと思つたのですけれども、五十九年にでもそういうような抜本改正案を出そうというのだつたら、その直前に、まとまつたというふうなことで発表すると同時に、もう国会にかかるといふようなことでは、これだけ重大な、全国民の老後の生活にかかわるような問題ですから、それはいかぬのじゃないか。もっと早く中間的のでも、骨子という方向が固まつてきた段階で国民の前にそれをして、いわば全国民的な討論によって合意をしていくということではなればならぬのじゃないかと思つた。そういう姿勢

勢をお持ちか。

そして、そうだとすれば、そういうような骨子なものを明らかにする時期というのは、あなた方はもういまの時期で大体めどを持たなければいけないと思つたのですが、どうお考えでしょうか。

○山口(新)政府委員 まず前段の問題でございまして、五十九年度の再計算期の改正が通りまして、昨年は御案内のとおりゼロ・スリーピングの問題が出まして、さらに特例法というふうな思案の問題も出まして、そういう方に忙殺されて、本来の作業にとりかかることができなかったというのが実情でございます。昨今の定員抑制事情でなかなか人手をふやしてもええせんから、限られた陣容で作業をいたしますので、どうしてもいろいろ条件で制約があるというところは御理解をいただきたいと思つた。

それから次の改正案の問題でございますが、私どもで関係いたします正式の審議会といたしましては社会保険審議会の正式の諮問、それから答申という段階を経なければいけませんので、案がまとまつてすぐ国会にお出しするといふようなことにはならない、こういうふうな考えております。

○小沢(和)委員 いずれにせよ、早く国民の前にその根本的な考え方を明らかにして、十分に国民的な討論ができるような状態を保証していただきたい。

ところで、この抜本改正問題で私が第一に問題にしたいと思つたのは、年金の水準の問題であります。厚生省はしばしば、わが国の年金が西欧先進国並みに達したといふような評価をしているようですが、すけれども、本当にそうなのかどうか。臨調が去る三月三十日にまとめた公的年金制度の改革案というのを見ますと、各年金の給付水準を、国民の合意の得られた負担水準に見合せてダウンするということを求めているわけでありまして、これでは、高過ぎるから下げるべきだといふ立場が露骨

に出ているわけですが、厚生省はいまの水準についてどうお考えなのか。将来は下げていくべき水準になつておるといふお考えでしょうか。

○山口(新)政府委員 いま御指摘がありましたように、現在の水準は西欧の諸国に匹敵する水準になつていて、言い方は、ある意味では非常に正確な欠けられているわけではございません。私どもが申し上げておりますのは、二十年、三十年後を踏まえた構造的な制度の問題を論ずる場合には、制度の仕組みとしては西欧諸国に肩を並べる水準になつていて、現実には現在受給しておられる方々の年金のレベルが、西欧諸国に匹敵するものになつていて、現実には言い切れないと思つた。厚生年金で、平均で申し上げますと、そう悪くないわけではございますが、平均でそれだといふことは、分類してみますと平均以下の方が六割くらいつきます。これは、なおそれなりの措置を講じていくための工夫をする必要があるかと思つております。

それから後段の給付水準のあり方そのものの問題でございますが、これは私もいま考えております立場は、あくまでも二十年、三十年先の段階、つまり年金制度が成熟した段階で健全にしか安定してこの制度が機能するかどうか、そういう立場からの検討をしているわけでございまして、その問題と当面支給されている年金の水準の問題とは区別して考える必要があるかと思つた。将来の問題の方につきましては、制度そのものに對する信頼感を持つていただくというためには、OBの、年金で生活する方の生活水準あるいは所得水準と申しますか、つまり年金の水準でございまして、それが現役で保険料を負担するグループの生活水準あるいは所得水準、賃金水準でもよろしいわけではございませんが、その両者の間に均衡がとれておりません、どうしても制度としては安定しない、どちらからか不満が出るわけでございまして、そういう立場に立つて水準を考える必要が

あろうかと思ひます。

そういう意味で、給付水準につきまして現役の賃金とのバランスでどう考えるかというところから現在の構造的な水準を見直す必要があるのではないかと、この厚生年金部会等にも問題の提起をされている状況でございます。

○小沢(和)委員 いま少し平均としてはある程度のところまであるが、平均以下の人が六割くらいと言われたと思うのですが、平均の水準自体も決していいところにはきていないと言えないと私は思うのです。念のため厚生年金と国民年金それぞれの最近の一人当たり平均受給額はどれくらいか、おっしゃって見てください。

○小林(功)政府委員 厚生年金で申しますと、五十六年九月末の数字でございますが、月額十萬八千八百円でございまして、それから国民年金、拠出制国民年金でございますが、老齢年金で申しまして、同じく五十六年九月末の数字で月額二萬四千二百四十二円でございます。

○小沢(和)委員 これでどうして高いと言えるのか。私、念のために先ほど老人夫婦世帯の生活保護費というのがどれくらいかということと同じ厚生省の中の当局者にちゃんと尋ねてきたのですよ。一級地で十萬八千五百七十円あるのですよ。そうすると、よくいい、いいと言われる厚生年金にしても、これは明らかにこれよりも平均が下じやないですか。これでいいというようにことを言ってもらつては困ると思ひます。

だから、まだまだ最低の老後生活保障たるにふさわしいような水準にまで上げるといふことは、緊急の問題じゃないかというのを私は強く指摘したいと思ひます。特に国民年金になりますと、これは生活費の体裁をなさないほどの低さじゃないかと私思ひます。国民年金についてはとりわけ急いで水準を引き上げなければならぬのじゃないかと私は思ひますが、現実にはなかなかその引き上げが進まないのじゃなからうかというところも感ずるわけです。

その一つとして指摘したいと思ひますのは、国民年金については希望者は六十歳からもらえらるという制度があります。この減額年金をもらっている人が数として比率としても相当なものだといっているのですが、どれくらいですか。

○小林(功)政府委員 国民年金の老齢年金の繰り上げ受給、その率でございますが、これも五十六年九月末で約六〇%でございます。

○小沢(和)委員 そうすると、国民年金の受給者の六〇%は減額年金をもらっている。金額にしてどれくらいでしょう。

○小林(功)政府委員 平均の年金額で月額二萬一千七百四十一円でございます。

○小沢(和)委員 この人たちは生活が苦しいために、六十五歳になるまで待ち切れずに本来の年金額の半分以上というように低い水準でももらつてしまつていくわけですね。そうすればいよいよ年をとったときにますますこれでは大変になるというところはわかつていくけれども、しかしいまだ何とかなければということでもらつてしまつていくことはさつきも議論がされたと思ひます。こういうことがずっと続いている限り、国民年金については非常に低額な層というのはいつになつてもなくなつていかないのじゃないかということ、私、一つは問題点として指摘したいと思ひます。

それから国民年金の水準の足かせになるもう一つの問題が、これも議論されている免除の問題です。五十五年には一・八%に達しておるといふ状態です。今後のことを考えてみると、国民年金の保険料は昨年四千五百円、ことし五千二百二十円と、実質賃金の方がいま下がつていくという中で、大問題になつていくのに、相当なテンポで上がつていくから、さらに免除者もふえることになつていくから、これは空期間でしようから、算されるけれども、これは空期間でしようから、資格ができて、後でもらえない層にもならざるを得ないわけですね。そうするとこの面からも国民年金

金の場合には改善の見通しが非常に暗いんじゃないか。

こういうようなことを幾つか考えてみると、年金制度が全体として将来はかなり高い水準になつていくというようにことをさつき年金局長は言われたけれども、よくよく考えてみればそういうふうな楽観はできない。大企業などで一生ずっと厚生年金などの保険料を払つておつたというふうな人はかなり高い水準のものがもらえるでしょうけれども、中小企業などを転々としておつたとか零細な商売人として苦勞しいしいこの国民年金などを積み立てたとかいうような人たちは、これはるかにずっと悪い状態で張りつく。

よく賃金の二重構造ということが言われますけれども、私は、年金の二重構造みたいな状態がだんだんはつきりしてくるのじゃないかというふうなことを問題として考えるわけですね。けれども、そういうことは思い過ぎなのかどうか。年金局長としての将来の見通し、どうお考えなのか、お尋ねします。

○山口(新)政府委員 先ほど申し上げましたように、年金の水準を考へます場合に、将来の構造的な問題を考へる場合と当面の経過的な低額の年金について考へる場合と、立場を区別して見る必要があろうかと思ひます。

国民年金につきましては給付の日の浅いということもありまして、現在やつております年金は五十年年金、十年年金、長い方でも十五、六年の加入というところでございまして、まだ本来の年金は出ないわけでございます。厚生年金にいたしましても二十年の資格期間なりあるいは特例の十五年の資格期間で出ていく方がまだ多いわけでございますから、そういう意味で現在実際に支給を受けている方は金額の低い方もいらっしゃるわけがあります。

しかしながら、国民年金にいたしましても、制度が成熟いたしますと、六十歳まで掛けていたただくわけですから、大部分の方は掛けられるわけですから、そうしますと四十年加入ということにな

ります。四十年加入の金額は、ことしの予定される四・五%の物価スライドまで考慮いたしますと、単身で七萬五千円を超えるわけでございます。夫婦二人ですと十五萬円ということになります。いまからですと二十年後になります。待期間がございまして正確には約二十三年後になりますけれども、その時代になりますと新しく発生する年金は皆四十年年金になるわけでございます。そういう段階において果たしていまの水準が妥当かどうかというのを考へる必要があるということ、申し上げていくわけでございます。現在の経過的な年金についてはそれなりに工夫をしてみる必要がある、こういうふうにお考えをしております。

○小沢(和)委員 それじゃ私がさつきから指摘したことは何もわかつてないということになるんじゃないですか。その七萬五千円というのは四十年間ばかり保険料を納め切つた場合に、そして六十五歳からそれだけ受け取るということ、そして五十九歳からそれだけ受け取るということ、人たちがずいぶんな勢いでふえてきている。この人たちは初めからこういう水準をもらつてこない。そこへもつてきて六十歳からこれという人たちがさつきのお話では六〇%、将来成熟して年金意識が高まつてくればその率は減るという楽観的な見通しをお持ちかも知れないけれども、私はそう簡単に変わつていかないのじゃないかと思ひます。そうだとすると、いまのあなたの話というのは余りに楽観的じゃないですか。

だから、そういうような非常に低い部分が今後構造的に発生していくような状態というのはいくらやうたなくしていくことができるか、そして少なくとも全体として生活を最低保障できるように実質的な年金額に国民全体が到達する上でどうしたらいいかというところをもっと深刻に考へる必要があるんじゃないでしょうか。

○山口(新)政府委員 この点は午前中にもちよつとお話し申し上げた部分があるのですが、国民年金は要するに負担力があるかどうかを問はず全部まず適用をするという前提の仕組みになつており

ますから、どうしても加入者の中に保険料の負担がでない階層も含んでいるわけでございまして、そういう意味で免除に該当する方が一部いるのはやむを得ないと思ひます。

ただ、免除の問題について考える必要がありますのは、二つあると思ひますが、一人の方がまさか四十年免除をということはまずないのじゃないかということが一つございします。もう一つは、先ほども申し上げましたけれども、免除を受けました追納という道がありますので、免除を受けた期間が給付の段階で免除の期間のままになっていくかどうか、追納をすることによりまして本来の期間に直っている部分が相当あるのではないかと、この問題は給付に直つていくかどうかと思ひます。この点は給付について裁定する場合に免除の期間がどのくらいあるかというところを一通調査をしてみることがあるかとと思ひます。

ともかくもそういう意味で一定限度の免除の期間が存在することは事実でございますが、その一部のものを中心の議題にして全体のレベルの問題を議論する、これはいささかいかがか。むしろ本来の形の場合で水準を議論して、附帯的な問題として免除の取り扱いをどうするかという形で議論をする方が本来ではないか、かように考えております。

○小沢(和)委員 国民年金の受給者が現実に六割も六十歳からもらっている、そのためにうんと水準が低くなるという問題が私が指摘して、それは一部の問題だということな年金局長の認識では非常に困るんじゃないかと思ひます。時間がありませんから次の問題に移りたいと思ひますが、抜本検討の中でもう一つ問題になっているのは支給開始年齢の問題だと思ひます。財政の立場から厚生年金を六十五歳からということに盛んに言われるわけですが、先ほど指摘をした本末転倒というのほまさにこの辺に一番端的にあらわれているんじゃないかと思ひます。本来どういふ問題を進めるべきかといつたら、高齢化社会というのは社会の構造か

ら見てどうしても若い人が少なく高齢者が多い。だから、これを支えていくためにはどうしても六十五歳までの人々にもっと社会を支えるための積極的な役割を果たして第一線で働いてもらわなければならない、そのための環境や条件やらを整備していく、それが進行していく中で年金というものは、だから六十五歳でもいいじゃないかというところになっていくのであれば、私はそれはそれで話としてわかると思ひますけれども、財政危機だから六十五歳にしなければいかぬ、その体制をつくるためには、というようにすることで、雇用とかなんとかという問題が後から出てくるというのは大変おかしいのじゃないか。

いまのような雇用の状況、六十歳定年がようやく過半数に達したばかりという状況の中、とて六十五歳定年なんて問題にもなり得ない。したがって、いまのような状況のもとでは六十五歳からこの厚生年金を支給するようにするといふようなことは、まだまだとても地平線の先に見えてくるような課題にはなり得ないのじゃないかというように私は考えるのですが、どうでしょう。

○山口(新)政府委員 いまの開始年齢の問題については、基本的な考え方は私は先生の御意見に賛成でございます。ただ、地平線のかなたかどうかは議論があるかと思ひます。

昨年発表されました人口推計によりますと、今世紀中は生産年齢人口のウェイトはそう大きくは変わりません。その段階ではおっしゃるとおり、現役で働いていただくラインをどうしても延ばさないと経済社会そのものが成り立たなくなるのじゃないかと考えておりますが、そういう問題はおっしゃったように、つまり雇用の問題になるわけでございます。六十歳前半の階層に対する雇用の場の確保と申しますか開拓と申しますか、そういう問題を解決して、それと連動して年金制度がどう機能するかというふうに考えるのが本来である、かよ

うに存じております。

○小沢(和)委員 いまのお話からすると、六十五歳というのが実際の問題になってくるのはどうも二十一年の課題のように聞かされたのですけれども、きょうはそのところは余り議論をしないことにしたいと思います。

私がきょう、この支給開始年齢のことで特に問題にしたいと思ひますのは、一部の職種についてはむしろ支給開始を繰り上げる必要があるのではないかと聞かされたのです。この議論をするためには確認の意味でお尋ねするのですが、現在でも坑内労働者とか船員などは、全体が六十歳からというところになっている中で五十五歳から支給されているわけですが、その理由はどのようなことなんでしょうか。

○山口(新)政府委員 これは両者とも多分に沿革的な意味もあるかと思ひますが、船員保険の方が現在の厚生年金よりも先に単独でできた仕組みでございまして、当初は五十五歳支給開始でございました。ところが、二十九年に厚生年金の方を六十歳にいたしましたときに五十五歳にたしかたではないかと思ひます。そういう意味で特別なグループとして先行をしておりました。そういう事情もございしますが、それ以外に、海上勤務の激しさと申します、たまたま、そのかわり保険料負担は現在のすべての公的年金制度の中で一番高い保険料率になっております。

それから、坑内夫の問題でございますが、これも厚生年金の仕組みが昭和十七年にできましたときから一般よりも五歳早く支給開始をするということとございまして、これも坑内作業の特殊事情に注目してとられた配慮の結果だと思ひます。これも同じ厚生年金ではございしますが、保険料負担は一般の被保険者よりも重い保険料を負担しているという状況でございます。

○小沢(和)委員 この二つの職種と同じように非常に激しくて、健康に有害な労働で、早期に引退を余儀なくされるような職種があると思ひます、私

は繰り上げ支給ということをやりは考えなければならぬのじゃないかと思ひます。

総評が八〇年二月に厚生年金制度の改革に関する第一次報告書というのを発表しておりますが、この中で、鉄道等の運転士及び常時三交代作業に従事する労働者、労働安全衛生法上の有害物質を扱う労働者などを特別職種として特別措置を設けること、つまり早期に支給を開始するということを提案しております。

私の出身の職場が、実は新日鉄八幡製鉄所という一番典型的な三交代職場なんです。高炉とか転炉などは一刻もとめることができませんので、労働者が八時間ずつ三交代で働いている。一週間ずつ朝番、昼番、夜番というふうに勤務番が変わることは御存じのとおりです。こういう労働に長期に携わるといふことになりまして、生活のリズムが一週間ごとに変わりますからどうしても非常に体に悪い。とりわけ人が寝ている深夜も昼間と全く同じ緊張状態で働くために多くの労働者が体を壊して、四十歳を過ぎたら三交代勤務ができるような人という人は数えるほどしかいないような状態になってくるわけですね。

ですから、この鉄鋼関係では数年前に六十歳定年制というのが実施されたのですが、この三交代の労働者はこの定年延長を歓迎しない。むしろ年金の支給開始の方を五十五歳にして、五十五歳で引退したら年金をもらえたいというふうにならぬものかというのを私はその当時非常にしばしば聞かされたものであります。

あなた方もこの三交代労働を長期にわたって続けるということが健康に非常に悪く、早期に引退をせざるを得ないような状況じゃないかと思ひます。こういふ点についてどうお考えでしょうか。

○山口(新)政府委員 確かに御指摘のような問題はあろうかと思ひます。しかしながら、一般制度の中でさらに特例を設けるということになりますとそれなりのふり分けをしなければならぬわけでございますが、そのふり分けの基準をどう

いうふうに決めるか、逆の意味の不公平ということも考えられるわけであります。厚生省の關係で申し上げても、たとえば看護婦なんかは三交代でやっているとところはざらでございまして、そういう意味であらゆる職場の中でそういうような問題があるかと思ひますけれども、不公平の出ないきちつとした基準というものが果たしてつくれるものかどうか、これはなかなかむずかしい問題があるかと思ひます。

そういう意味では、先ほど例に出ました坑内夫とか船員の取り扱いの問題とも関連しまして、この開始年齢の弾力化と申しますか、そういう問題の一端として検討はさせていただきたい、かように思ひます。

○小沢(和)委員 検討をしていただくということですから、私も期待しておきたいと思ひます。

もう一つこの機会にいまのことと申し上げたいと思ひるのは、三交代労働者は収入はある程度多くなりまして、厚生年金の保険料は高いのですよね。ところが、そういう健康に有害な労働に長期に従事しているために短命に終わる人が多いように私の経験では思ひます。実際、製鉄で働く人たちの中では満コ、つまり定年満期になるところりといつてしまふということ満コという言葉もある。私が先日満コの話を後輩の人にしたら、いや、小沢さん、近ごろは中コですと。どういふことかと聞いたら、ことしになってからも職場の中で何人か急に倒れて病院にかつぎ込んだけれども助からなかったという方が何人か出たけれども、そういうような人たちはその人が知る限りではいずれも三交代の労働者であつた、だから中コですとというふうな話を聞いて、私も大変ショックを受けたのです。

一つお願いしたいと思ひるのは、三交代を長期に続けた人が実際に経験的にこういふ満コとかいうような状態にあるのかどうか。あなた方は全部年金を支払うわけですから、どの人がいつごろ、何歳で年金の支払いが終わつた、つまり亡くなつたといふことを掌握できる立場にあるわけだか

ら、一定の人たちをサンプルか何かで選んで、ずっと昼間普通の労働をした人、こういう三交代労働を長期にやつた人がどういふふうな結果になっているかといふようなことについて、ぜひ調査をしてみていただきたい。ここではつきりした差が出れば、私は早期に引退をせざるを得ないということが別の面からも裏づけられるのじやなからうかといふことを考えるのですが、この点を調査していただけないかどうか。

○小林(功)政府委員 確かに、亡くなられて失権した場合、その受給期間なりというものはわかると思ひますが、ただ、記録の中に現役時代の勤務状況とか勤務条件とかは全然ありませんので、まずむずかしいかろうと思ひますが、せっかくの御要望なので一回知恵をしぼってみたいと思ひます。非常にむずかしい問題だと思ひます。

○小沢(和)委員 いや、それは会社の側と、幾つかの企業などと協力をしたら、会社の場合にはその人が何年ぐらいついどういふ勤務についたという記録があるのですから、だから比較的サンプリングなどはしやすいのじやないかと思ひますが、どうです。

○小林(功)政府委員 結局、現場まで行きまして、そこで突き合わせをするということになると思ひます。その事務量という面がちょっと気になります。一回知恵をしぼってみたいと思ひます。

○小沢(和)委員 では、その問題はその程度にします。

それから、抜本改正という点でまだあと幾つか問題になっているのですが、一つは婦人、特に妻の年金権の保障の問題です。この点についてはいろいろ議論されているから私は一問だけにしてほしいと思ひます。特に私が言いたいと思ひますのは、結局この問題の根本というものは、婦人を一個の独立した人格として認めて、年金について男女の差別をなくすことだ、こういふふうな考えをわけてです。この立場に立つて、五十九年の抜本改正ではつきりとした形で婦人の年金権が確

立されるというようにいままでの議論から私は期待したのですが、それでよろしゅうございませうか。

○山口(新)政府委員 婦人の扱いにつきまして、これはもう国民年金もそうでございまして、厚生年金の中でもこれはまた逆にいろいろ問題をやらんでおります。保険料の差でありますとか、遺族年金の問題でありますとか、開始年齢もございまして、そういう問題も全部含めまして、私の願望としては何とか先生の御期待に沿うような結果にしたいということとございまして。

○小沢(和)委員 では次に、これは私がお尋ねしたい最後の問題ですが、年金一元化ということがやはり抜本検討の中でよく問題になります。

それで、臨調の第一部会が三月の末にまとめた社会保障についての改革原案によりますと、(被用者年金について)「段階的に統合する。当面、国鉄共済年金について他制度との統合を検討する」といふふうになっておるのです。さつきもこれはちょっと問題になったようですが、「他制度との統合を検討する」というのは具体的にどういふことが考えられるでしょうか。

○山口(新)政府委員 臨調がどういふことを念頭に置いて議論しておられるのか、ちょっと私も一応除外されておりますので、そこら辺のことは何とも申しかねます。

○小沢(和)委員 では、ちょっと角度を変えましょう。

いま国鉄についてはいづゆる民営移管論というのが盛んに臨調の中などで言われて。民営といふことになるという、これは厚生省所管の厚生年金に統合するといふように聞こえてくるわけですね。もちろんわが党はそんな民営移管なんて絶対反対なんです。しかし、国鉄共済の統合相手として民営といふことになればそういうことになりはせぬのですか。

○山口(新)政府委員 現在の仕組みのままでいきますと、民間の被用者は厚生年金の適用になります。ただ、その場合に想定されますのは、過去の

期間についてどうするかという問題が大きな問題にならうかと思ひます。過去におきまして、これは統合よりも分離でございまして、私立学校教職員の共済組合でありますとか、農林漁業団体職員の共済組合ができましたときは、厚生年金から離れていったわけですが、その場合にも、それまで厚生年金に入っていた期間の取り扱いをどうするかというのがやはり大きな問題になったわけでございます。それと同じような意味合いにおきまして、これまでの期間の扱いをどうするかといふことが一番大きな決り手にならうかと思ひます。将来の期間につきましては、あつさり被保険者になつていただければそれはそれで結構なわけでございますから、むしろその統合されるという問題そのことよりも、過去の期間の扱いをどうするか、すでに発生している年金の支払いをどうするか、こういう問題の方が恐らくよりむずかしい、大事な問題じやないかというふう

○小沢(和)委員 私は、この話を聞いたとき、これはなかなかまいことを考えた、いま相対的には一番余裕があるというのが厚生年金じやないかと思ひます。そこに、一番危機が目前に迫つていける国鉄共済を民営移管という形でしょくつけくすることができた、いわばいままで民間の労働者がためてきたファンドをそつちの方に振り向けさせよう、そういうことになったからこれはまた大騒ぎになるんじゃないかと思ひますが、そんなようなことというのはあなた方は実際に可能だと思ひますか。

○山口(新)政府委員 これはやや勝手な言い方になるかも知れませんが、各年金制度の運営につきまして過去の経緯をごらんいただきますと、少なくとも厚生年金、国民年金につきましては非常に私どもはまじめに努力をしてきたつもりでございます。そういう意味で、厚生年金で申しますと、労使双方に三十五年以来毎改正ごとに相当大きな負担増をお願いしてきているわけでありまして、これはあくまでも将来の制度の安定を願う立場から

さいますけれども、いまお話ございました二十代、三十代で年金、老後をそれほど意識するかどうか問題もございませう。そういう意味で、その問題以外にも前回にも出ましたけれども、海外に長く行つていらつした方とか、あるいは中国孤児の問題、難民の問題等もございませうから、そういうような問題を検討いたします際にあわせて検討してみたい、かように思つております。

○小沢(和)委員 時間もありませんから、最後にお尋ねしたいのが国民年金の印紙の納入の問題であります。国民年金法の第九十二条によりまして、保険料を納付するに、国民年金印紙による納付によらなければならぬという事になっております。第三項には「国民年金印紙による保険料の納付は、国民年金手帳の所定欄に国民年金印紙をはりつけ、これを都道府県知事又は市町村長に提出し、その検認を受けることによつて行うものとする」というふうになっているわけですが、お尋ねしたいのは、現在このように国民年金印紙による保険料の納付を実際に行っている市町村はあるのか。また国民年金手帳というのはあるのかどうか、お尋ねします。

○小林(功)政府委員 国民年金手帳はございませう。それから納付方式でございますが、確かに法律では印紙の方式というのが規定されておりますけれども、これを廃止して現金徴収のような形にしたかどうかという御意見も以前からございませう。私も以前からこの問題を検討しておりますけれども、これを現金徴収に近いかっこうにいたしますことは、たとえ新たに三千数百の市町村に国の会計口座を設けなければいかぬとか、あるいはその場合には市町村の事務処理方式も変わりますので、なかなか簡単にいかない問題がございませう。

そこで、そうはいましても、制度発足当初のいまの法律の仕組みには若干無理があるという点を認識しておりますので、少なくとも被保険者の方と市町村の間は現金徴収と同じような形にいたしてあります。ただ市町村から国への場合にはやはり印紙の方式を残すというかっこうにならざるを得ないのが現状でございませうが、これはいろいろ問題もございませうので、引き続き検討はしてみたいと思ひます。

○小沢(和)委員 しかしこれは市町村長が歳入徴収官になれないといういわば純然たる法律技術上の障害のために、実際には使われもしない印紙を毎年ごとに印刷をして市町村に配つたりするといふようなばかみだいなことをやっておるわけでしょう。これはいま臨調、いわゆる行政の簡素合理化ということが言われている中では、少なくともこういう使われもしないものを印刷して配つたりとかいうことはなくしてしまふというぐらゐのことは、いさぐさここで決断したらどうですか。

ただ、それを廃止すると国民年金印紙の売りさばき手数料やらがどうなるかという問題も起こつてくると思うのですが、それについては当然納付書の送付等の事務があるからこれは事務取扱交付金に加えて市町村に交付するといふようなことでやったら、市町村はこういうふうなものを手数料を引き上げてくれと言つて皆さんに陳情しておるのだから、市町村からも喜ばれて事務は合理化して大変結構なことじゃないかと思ひます。

どうですか、ここで即答しなさいよ。

○小林(功)政府委員 印紙の印刷とか手渡し、これをなくすといふと、かわりにまた事務がふえる部分もあるように思ひます。そこら辺との関係で、単にいま簡素化になるかどうか、ここら辺若干の問題がなしとはいへないと思ひます。いすれにしろ、これは日銀の話でありますとか、予算の全体の話でありますとか、あるいは会計法令の全体の話でありますとかございませうので、関係省庁とも一回話をしてみたいと思ひます。

○小沢(和)委員 これで終わりますけれども、話合つてみたいというものは、そういうことが実現する方向で検討するといふふうな理解をしていいんでしやうね。もう一遍お尋ねして、終わります。

○小林(功)政府委員 受け入れ側の方の都合もありませうし、会計法令上も、それからシステムもかなり基本的な変更になると思ひますので、そういう意味で、いまここでやりますと言ふだけのちよつと自信はございませうが、慎重に対処したいと思ひます。

○唐沢委員長 次に、菅直人君。

○菅委員 国民年金の改正ということですが、十三日以来この問題で多くの委員の方から質問が続いているわけですが、私の場合もいろいろ質問をしたいのですけれども、限られた時間でするので、問題を幾つかに絞つて御質問をさせていただきます。

せんだつての他の委員の方の質問の中でも、海外へ勤務をしている人の奥さんは、海外勤務中に御主人が亡くなつたときの遺族年金の給付が受けられないかという問題について、非常に不合理じゃないかといふことの質問があつたわけですが、これは、実はこういう海外勤務にかかわる不合理さというものは、他にもたくさん事例があることは大臣も御存じかと思ひます。

たとえば現在、日本からアメリカへ長期出張をしている人が十二万人近くいると言われているわけですが、それ以外にも、そういう人が現地で仕事をすする、そのときに本国、つまり日本の会社から給料をもらへばそのまま厚生年金にのつてくれるけれども、たとえば現地に現地法人をつくつて給料を得た場合に、そういう資格がなくなつてしまふ場合もあるといふふうな聞いています。まあ、こういう点について二、三お聞きしたいのです。

資格について保険局の方にお聞きしたいのです。たとえば現地法人から給与を得る場合に厚生年金を扱つかつたことになるのか、あるいは、その点はいかがですか。

○小林(功)政府委員 日本から外国に出張なり派遣されるといったケースにつきましては二種類ございませう。厚生年金の適用というのを考えます場合には、事業主との使用関係というのが一番問

題になります。その使用関係があるかないかの判断の一番大きなポイントが、ただいまお話がありましたように、企業の支払いがどうなつていふかといふこととございませう。

そこで、前に戻りまして、たとえば日本の会社から給料をもらひ、いわば出向とかそれに近い形で外国の会社へ行くという場合、これは賃金が支払われますから、それで厚生年金の資格は続行のわけですが、日本の会社と縁を切つて外国の会社へ勤務するとなつてしまふと、日本の国内法であります厚生年金の適用はなくなるわけでありませうから、出た段階で資格喪失の扱いをする、こういう扱いになつております。

○菅委員 その場合、たとえば具体的な事例としてアメリカを例にとつてみますと、アメリカにおいてもOASDIと言われる年金制度があつて、これに強制加入をさせられるケースが数多くあるといふふうになつていふと思ひます。この件についてはかなり以前といひましようか、橋本厚生大臣当時から日米の間でいふた不合理をなくするのための交渉が始まつていふたといふふうな聞いています。その交渉がどういふ経緯で進んでいるのか、その点についての現在の状況をお聞かせいただきたいと思ひます。

○山口(新)政府委員 年金制度に關します日米通算の問題でございませうが、いまお話がございませうように、五十四年二月、アメリカの方から交渉の申し出がありまして、こちらも賛意を表明したわけとございませう。そういうしまして、五十四年の七月に、東京で日米両国の厚生大臣が会談をしたといふこととございまして、その十月にはワシントンで、こちらから担当者が参りまして、技術的な問題について第一回目のフリー・トリーキングをいたしました。翌五十五年の八月に、アメリカの方から通算協定についてのドラフト案を送つてまいりましたので、その後回か文書による意見交換が行われたわけとございませう。またまた先週の土曜日から私どもの資金課長を

長といたします折衝の担当の者三名を派遣いたしまして、アメリカにおきまして、現在、実務的な問題の詰めを行っております。そういう状況であります。

○菅委員 その交渉過程の中で、一番簡単な形で言えば、いまのわが国の中で行われているような、たとえば厚生年金と国民年金の通算というように形と同様な形で、日本の厚生年金なり国民年金と、向こうのOASDIとを単純に通算をするという方向で話が進んでいるのか。まだ交渉過程であるようで、概略でいいんですけれども、何か非常に大きな問題点が横たわっているのか、それとももう大体そういった大きな問題点はないという見通しか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思ひます。

○山口(新)政府委員 基本的な考え方としては、国内でも数珠つなぎ方式でやっております。いわんやお互いの制度の仕組みの違う立場にございまして、やはりともかくも通算をするというところであります。どうしても国内の通算方式と似たような形にならざるを得ないのじゃないかというふうな、私どもは判断をいたしております。それにいたしまして、お互いの資料の通報等が確実に行われませんと実際の業務が動きませんので、そういうような問題でありますとか、あるいは障害年金の取り扱いをどうするかとか、そういうような多分に技術的な面の詰めをいまして、いろいろのやりとがございまして。

○菅委員 大臣お聞きのとおり、先日の審議の中でも、外国への勤務者が非常にふえている中でいろいろの矛盾が起きている。先ほど一部言いましたけれども、資格がなくなつてきたり、日本でせつかく十五年なら十五年国民年金を掛けているのに、長期向こうに行つてみた足らなくなつたとか、十三年ぐらゐ厚生年金を掛けていたのに足らなくなつたとか、また逆に、強制的に向こうで掛けさせられるけれども、三年や四年では事実上権利が取得できないでむだな費用に終わつてしまつたとか、そういうことが大変多いわけですから

も、いまの事務当局の話では、大きなところではそれほど問題がないんだということでもあるようです。これはやはり大臣の積極的な姿勢があればこの問題というのは一気に進展することもあるのではないかというふうな、この日米の年金の通算協定を実現することについての大臣の所見をいまして、決意のほどを聞かせていただきたいと思ひます。

○森下国務大臣 本格的な国際化時代を迎えまして国際交流が活発になつております。日本から出ていってあります海外で活躍されておられる方々の数は二十万とも三十万とも言われておりますし、これからますますふえ続けるであろう、また、そうでなくてはいけません。その中で、海外で働く方々の一番の心配事は、子弟の教育問題とか、それから医療の問題、特にいま御発言がございまして年金制度の国際通算の必要性、重要性がますます高まつておられるわけをいまして、ちょうど、いま御答弁を局長の方からいたしました、去る土曜日に厚生省からアメリカに派遣をいたしました事務的な詰めを行つておられるわけをいまして、早く日米間だけでも年金通算の協定にござつて、これができまして各国各地に及ぶわけでございまして、これは積極的なひとつ取り組んで、年金に加入してない方がないよう、また、御不幸があつた場合でも奥さんに御迷惑をかけないように、全力を挙げてやっています。という強い決意であります。

○菅委員 大臣の非常に積極的な決意を聞いて、この実現が一刻も早いことをさらにお願いをいたしておきたいと思ひます。

もう一つ、これは非常に具体的な事例に近いので、すけれども、私の実際に相談を受けた事例の中で、もともと日本人の婦人なんですけれども、一度アメリカに帰化をしてさらに日本に戻つて日本に帰化をしたという方で、これは余り細かいことを事前にお伝えしたかどうかあれですが、七十歳になつたときに日本国籍がなかったというケースなんです。この方は、本来だつたら明治の

三十四年生まれですから老齢福祉年金がもらえる条件が整つていっていると思つていろいろ手続をとられましたら、最終的には、東京都の方から、あなたは七十歳に達した日において日本の国籍を有しないために国民年金法第八十条第二項本文の規定により同法第七十九条の二の老齢福祉年金は支給できませんという最終的な却下の通知が出たわけですね。七十歳の当時にもうすでに日本には帰つていたのだけれども、国籍を復活することがおくれたために、現在七十六歳の段階で日本の国籍が再度得られたんだけれども、国籍が当時七十歳の時点でなかったからだめだということなんです。

いろいろ私も法律の条文をひっくり返してみたいので、すけれども、なぜこういうことが起きてしまふのか、また、もしこういうことが何らかの形で回避できる方法があれば教えていただきたい、掛金が十分に掛けられている期間がない方にはば事実上無条件で年金を渡しているのに、こういうケースが生じるということは何か対応がないのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○山口(新)政府委員 年金制度はある意味では非常に割り切つた仕組みでございまして、事実関係によりましては、極端に言いますとたつた一日違ひでだめだつたというふうなこともあり得るわけでございまして。そういう意味では年金制度の限界と申しますか、福祉年金につきましても国籍要件を前提にして給付の要件が定められておりますので、その限りにおいては現在の仕組みの中ではいかんともしたいのではないかと、かように思ひます。

もしそれを何とか変える方法はないかということであると申しますと、たとえばいまのように初め国籍をお持ちで、一過失つてまた再取得したという形だと思ひますが、初めからない方が取得する場合もあるわけでございまして、そういうふうないろいろな均衡論等もございまして、いまの段階ではちょっとむずかしいのじゃないか、こう思ひます。

【委員長退席、今井委員長代理着席】

○菅委員 非常に割り切つたお答えで、制度運用上ある種の割り切りが必要だというのがわからないではないですけれども、どうも割り切り方に血が通つてないと思ひます。もう少し、すべてを緩くしていいと思ひませんか、いま私が申し上げたような国籍がなくなつて帰化をした時点がもうすでに七十歳を超えていたというふうな場合に、その七十歳の時点において国籍がなかったからだめだというふうな扱いというのは、ちよつと何か扱いが冷た過ぎるという感じがします。で、こういった点も、これからの改革の中で、そういうふうな冷たい扱いにならないよう、たとえ一部の部分においては裁量の余地を残して審査をするとか、そういったこともぜひ配慮していただきたいとお願ひをして、次のテーマに移りたいと思ひます。

これまでのいろいろな審議の中でこれからの年金制度のあり方ということがかなり大きな課題になつていくわけですから、現在昭和五十五年の財政再計算に基づいていろいろの年金の制度について語られているわけですが、次回のこの財政再計算の時期については、いまの厚生省の姿勢としては、次回の財政再計算の時期、これは本来五年づつがルールだということですから、実際にはこれまで何年か繰り上げてきたケースが多いわけで、特に出生率の低下などかなりこの数年の間でも変動要素が多いわけですから、どの時期に財政再計算をされるおつもりか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○山口(新)政府委員 法的に申し上げますと、前回が五十五年でございまして、六十一年、少なくとも六十一年までというふうなことになりますけれども、いまお話がございましたように、前回の再計算の基礎になりました人口の推計が翌年には新しいのが出てくるわけですから、そういう状況でありますとか、あるいは先ほど来御議論のあります

海外期間の長い方の取り扱いでありますとか、あるいはそのほかいろいろ差し迫って解決を急いの方がい問題も多うございます。そういうようなことを考えますと、内容のまとまりができ次第なるべく早く改正をする方がいいのではないかと。ただ、一方におきまして、もう現在の段階ですと二十年、三十年後を見据えた将来のための年金のあり方を考えなければいけませんから、そういう問題も考えますと若干の準備期間はどうしても必要であるというようなこともございまして、私どもとしましては六十年にはならないように何とかしたいというのが現在の心境でございます。

○菅委員 六十年以前に行いたいということのようですけれども、余り手おくれにならないように、そういう変動要素を踏まえる問題を議論する上でも、実施をされた方がいいのじゃないかというところを申し添えておきたいと思ひます。

それからもう一つ、これはかなり古い時期に大きな問題になって、現在の状況がどうなっているかということも少し確認のためにお聞きしておきたい問題ですけれども、年金福祉事業団が大規模年金保養基地というものを建設するということがかなり大規模な用地取得を行っているわけですが、その後の経過を見てみますと、いろいろな状況の変化の中で必ずしもその保養基地の建設というものが予定どおり進んでいない、ないしはその計画そのものも変更をしていたり、さらには全く手がついていないという様子であります。年金の財源というものをどういうふうに通ずるかというところはきょうも議論が多いところでございますけれども、その内容がかなりこういった方向にも使われているわけで、この大規模年金保養基地というものもが現状においてどういうふうな形になっているのか、説明をいただきたいと思ひます。

○山口(新)政府委員 大規模年金保養基地は、四十八年の改正の際に事業団法の改正もお願いをいたしまして始められた事業でございます。その事業が構想された当時と比べて、その後のオイルショック等によりまして事情が激変をいたしましたので、最近ではときにいろいろ御批判も受けておりますが、現在の状態は、兵庫県の三木と北海道の大沼の基地は五十五年七月にオープンをいたしまして、すでに順調に利用されております。それから新潟県の津南と鹿児島県の指宿の二基地について現在工事中でございます。六十年オーブンを目途といたしております。それから残りの基地については、とりあえずある程度規模の縮小を考えまして、同時に、地域の特性を生かすという意味から、県に設計工事等を委託をするという方式をとることにいたしました。地元との協力を仰いで事業を進めようということで、岩手県の田老、広島県の安浦、和歌山県の紀南、それから熊本県の方の北九州基地、それぞれ県と協議が整いまして、県中心で事業の計画が進められております。残余の四つについても現在県当局といういろいろ話し合いを進めている状況でございます。

○菅委員 これは相当大規模な用地取得が行われているわけで、実際に起きているところはまだ二つということですが、たとえばこれに要する費用の利子ですか、現在の維持管理費等は、どういう形で支出をされているわけですか。

○山口(新)政府委員 建設費用は借入金で行うわけでございますが、四十八年度から五十六年度まで総計いたしまして、借入金の総額が五百九十五億円でございまして、そのための利子とそれから管理費に要するわけでございまして、四十九年度から五十六年度まで八年間で二百三億円ということでございまして、これは資金運用部から借り入れを行っております。それから返済する費用といたしましては、元金は厚生保険特別会計等からの出資金によっております。それから利息と管理費につきましては、厚生保険特別会計等からの交付金で賄っているわけでございます。

○菅委員 つまり厚生保険特別会計ということでは、厚生年金の掛金の中から払われていると理解していいわけですか。

○山口(新)政府委員 この大規模年金保養基地の事業も厚生年金保険法に言います福祉施設、俗に

言います福祉事業でございますが、その一環でございます。厚生年金保険事業の一部でございますので、その費用は厚生年金の保険料の中から賄われているということになります。

○菅委員 きょうはこの問題でこれ以上細かくは申し上げませんが、とにかく厚生年金の掛金の中から利息と管理費だけでこの八年間で三億円の費用がかかっている。しかし実際には予定されていた保養基地そのものは十一カ所のうち二カ所はできたけれども、あとは途中であつたり、さらに計画そのものがかなり怪しくなつたりするということですから、こういったものの運用については、むだな経費をどんどんつぎ込むようなことのないように、今後ぜひ注意をしていただきたいと思ひます。

時間もそろそろなくなりましたので、最後にこれは大臣に簡単な紹介をさせていただきたいのですけれども、きょうも年金の将来というものがこのまま推移すればいろいろな点で大変困難があるということが繰り返して議論をされてきたわけですが、実は年金という形だけではなくて、これから高齢化の中でやるべきことというのはいろいろあると思ひます。

実は、私が住んでおります武蔵野市が武蔵野市福祉公社というものをつくっているというの、最近新聞などでも何度か紹介されているので大臣も御存じかと思ひます。これは簡単に申し上げれば、自分の家に住んでいて老後のいろいろなケアが受けられる。そのケアを提供する何といましようか世話役を市がやる。費用は市が持つのではなくて、それぞれ本人なり家族なりが負担をする。または現金がなくても持ち家を持っていれば、場合によつたらそれを市が一種の担保に入れてお金を貸す。これまで社労でもいろいろ議論されてきたけれども、民間の施設で一括で何千万か払い込めば一生めんどうを見てくれるというような施設が倒産をして大変に悲惨な形になったというところも幾つかあるわけですが、これは公的な武蔵野市という自治体ですので、そういった

形でいえる程度安心ができるということで、いま大変注目されているわけです。

年金の問題はよく言われるように、世代間の所得のある意味では再配分的要素もあるわけで、もちろんそういった意味での年金というのは大変重要な要素だと思いますが、非常に裕福な、またはそれなりの経済力を持っている高齢者の方は、やはり自分の若い時期に蓄えたものの中で自分の老後の態勢もつくっていく。ただ、つくっていくきたいけれどもなかなかそういう仕組みがないために、一時的にお金を払って入ってみたいけれども、一時的に個人に雇い入れてもなかなかむずかしいとか、個人に雇い入れてもなかなかむずかしいとかいうことがあるわけで、そういう点ではこの武蔵野市の福祉公社というのは大変注目をされてもいい一つの形ではないかと思ひます。こういった自治体がいちいち努力なり、モデルをつくっているわけですので、厚生省の方でも、これらの高齢化社会に向かって一つのやり方のモデルとしてぜひ注目をしていただければ何らかの参考になるのではないかと思ひます。

そういうことを含めて、今後高齢化社会に向かつての年金及びそれを取り巻く情勢というのは大変厳しいと思ひます。年金問題は大きな転換期だと思ひますけれども、その転換期に当たって、どのような覚悟でこの年金問題また高齢者問題に取り組みようかとされているのか、最後に大臣に所見を伺いたいと思ひます。

○森下国務大臣 低成長時代の高齢化社会に対応する老後の暮らしの保障と所得の保障は結局年金をおいてはないというふうな思ひをしておりますが、この年金制度をいかに上手に運用していくか。一元化の問題もございまして、負担の問題、また給付の問題等いろいろございまして、臨調でも言われておりますように一つの転換期を迎えておりますし、厚生省自身でも近く見直しが行われておる。いろいろ各制度間でもそれなりにばなれを出されておるよう聞いておりますし、またそれぞれの審議会等でも大抵詰まってきたような感じでございますし、そういう新しい時代の転換期に際

しまして私も前向きにやっていきたい。

武蔵野市の福祉公社の問題につきましても、私も新聞で見せていただきました。公的機関、それから総合的に、いわゆるボランティアも含めましての相互援助、それから個人個人の自助自立、それから財産を担保にして福祉をお願いする、非常にうまく組み合わせた活力のある福祉社会を武蔵野市はつくっておるように私は思います。将来、私も厚生行政、福祉行政をやる上に参考になる点が非常に多いわけでありまして、こういう点も参考にいたしまして新しい時代に即して年金問題を今後前向きに取り組んでいきたい、このように思う次第でございます。

○菅委員 終わります。

○唐沢委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○唐沢委員長 この際、森井忠良君外四名から、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合、五派共同提案に係る修正案が提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。平石磨作太郎君。

国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○平石委員 ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は
一、昭和五十七年度における厚生年金保険、船

員保険及び拠出制国民年金の年金額の物価スライドの実施時期を政府案より一カ月繰り上げ、厚生年金保険及び船員保険については昭和五十七年六月から、拠出制国民年金については同年七月からにすること。

二、福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額の引き上げの実施時期を、政府案より一カ月繰り上げ、昭和五十七年八月からにすること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○唐沢委員長 以上で修正案の趣旨説明は終わりました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。森下厚生大臣。

○森下國務大臣 ただいまの日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合提出の修正案については、政府としては反対でございます。

○唐沢委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。今井勇君。

○今井委員 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となっております国民年金法等の一部を改正する法律案及びこれに対して日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合が共同で提出した修正案につきまして、修正案に反対、原案に賛成の意を表するものであります。

所得保障の中心である年金制度を初め、母子家庭、心身障害者の方々に係る諸手当の制度につきましても、従来から充実が図られてきたところであります。国家財政の再建が課題とされている最近のきわめて厳しい財政状況のもとにあって、老人、障害者等の方々に対しては社会経済情

勢の動向に対応した適切な配慮がなされる必要があり。

厚生年金保険等の拠出制年金につきましては、消費者物価上昇率が五％を超えない場合には物価スライドは実施されないこととなっております。昭和五十六年度の消費者物価上昇率が五％を超えない場合であっても、特例としてその上昇率に応じた年金額の引き上げを実施することとし、また、福祉年金及び諸手当につきましても、これに準じた給付の改善を行うこととしており、老人、障害者等の方々の立場を配慮した適切な措置であると考えます。

また、物価スライド等の給付改善の実施時期につきましても、公務員給与等の引き上げが抑制されるという非常に厳しい財政状況であるというところから、例年よりは一カ月おくれとなるおりましたが、これは、このような厳しい財政状況を考慮いたしますと、現状においては最大限の配慮の結果であると考えます。

一方、ただいま提出されました修正案は、物価スライド等による給付改善の実施時期を政府原案よりさらに一カ月繰り上げるものであります。これは、現在が財政再建を急務とするきわめて厳しい財政状況のもとにありまますことから、賛成いたしたいものであります。

以上、修正案に反対し、政府原案に賛成の意を表するものであります。

これをもちまして、私の討論を終わります。

○唐沢委員長 次に、金子みつ君。

○金子(み)委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となっております国民年金法等の一部を改正する法律案、並びにこれに対して日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ・民主連合より共同で修正案が提出されておりますが、この修正案に賛成、原案に反対の討論をいたします。

超えた場合、その国は高齢化社会に到達したものと云われていますが、わが国は現在すでに九・四八％と推計され、今後急速にかつ確実に高齢者は増加していく段階に入っております。

高齢者の生活保障に重大な役割を期待されている公的年金制度のあり方はことのほか重要な時期に直面しているといえましょう。このときに当たり、今回政府は国民年金法等の一部を改正する法律案を提出いたしました。その内容は、拠出制年金の物価スライドの実施時期及び福祉年金等の給付改善の実施時期について、従来より一カ月おくらせることとしておりますことは、国の財政再建のための政策と称してはありますが、すべてに財政が優先するという考え方に基づく政策は福祉政策の後退であって、賛成することはできません。この際、当然のことながら、少なくとも従来からの時期に戻すのが正しい政策といえるものと考えます。

長年、夫の扶養者として、独自の年金を有さないままの被用者の妻の年金確立の実現は、政府が署名を行いましたILOの婦人のためのあらゆる差別撤廃条約の趣旨を踏まえて、独立した婦人の年金確立することは焦眉の急であります。

さらに、現在八種類にもわたる各種公的年金制度は、その相互間の格差や矛盾を持っており、不公平な保障を生じてきている点につきましても、その抜本的改革を可及的速やかに実現させることが重要であります。

これら基本的な改革とあわせて、受給者や被保険者に対する相談体制や業務処理を強化し、国民に対するサービスの向上に努めることを強く要望し、本改正案について反対をいたします。

以上でございます。(拍手)

○唐沢委員長 次に、平石磨作太郎君。

○平石委員 私は、公明党・国民会議を代表して、国民年金法等の一部を改正する法律案に対し、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合

共同提案に係る修正案に賛成し、政府原案に反対の立場から討論を進めるものであります。

いま、わが国は、急速な高齢化の進行、平均寿命の伸び、さらに特殊出生率の急激な低下など高齢化社会への入り口に立って、それへの対応を早急に整備しなければならぬと思うものであります。

所得保障の中心をなす年金制度の抜本改正は、わが国の社会保障政策の中核であり、きわめて重要な政策課題であります。

本法案の諮問に際して、総理大臣の諮問機関である社会保障制度審議会は、「長期的展望を踏まえた恒久的原則を速やかに確立し、国民の年金制度への信頼が高まることを期待したい。」と答申しており、政府・厚生省は、抜本改正への一歩を早く示すべきであります。

しかるに、今回改正しようとする政府原案は、従来の決められていた物価スライドの実施時期をそれぞれ一カ月おくらせており、まさに福祉後退と言われても決して過言ではないのであります。

かかる措置に対して、厚相の諮問機関である社会保険審議会は、「実施時期の繰上げを求めるかねてからの当審議会の意見に反するものであり、遺憾である。」との答申を行っており、他の審議会においても同様な趣旨の答申を行っているのがあります。明らかに答申を無視したものと断ぜざるを得ないのであります。

以上の立場から、わが党は物価スライドの実施時期を従前のおりに行うべく強く主張し、政府原案に反対の討論とするものであります。

以上です。(拍手)

○唐沢委員長 塩田晋君。
○塩田委員 私は、民社党・国民連合を代表し、国民年金法等の一部を改正する法律案について、修正案賛成、原案反対の討論を行います。

わが国は、すでに高齢化社会に突入しています。が、将来人口を推定するならば、世界に例を見ないスピードで人口の超高齢化が進展することは必至であります。このような人口の高齢化がわが国

の社会経済に及ぼす影響はきわめて大きなものであり、速やかに長期的かつ総合的な高齢者対策を講じなければ、将来に大きな禍根を残すことになりましょう。

したがって、政府は、高齢者対策の基本理念とそれに基づき原則を示し、中長期的なビジョンを国民の前に明確にしなければなりません。とりわけ、長期的に安定した財政運営が求められる公的年金制度の将来展望を明らかにすることは、政治に課せられた重要な責務であると考えます。

御承知のとおり、わが国の年金のうち、厚生年金や共済年金は、ほぼ国際的な水準に達したと言われていますが、しかし、これと今後人口の高齢化とともに、高齢年金受給者が急速に増加し、給付に要する負担が大幅に増加することが確実であり、高齢者が経済的に安定した生活を営めるように、年金制度の長期的、安定的な運営を図っていくことが重要な課題となっております。同時に、制度発足が新しい国民年金制度においては、老齢福祉年金や五年年金等のいわゆる経過的年金受給者が多数を占めており、その給付水準の改善が急がれております。

これらのためには、分立している現在の被用者年金制度間の格差是正、給付と負担のバランス、給付体系の見直し等、社会経済情勢の変化に対応できるように制度に改革していく必要がありま

す。しかも、後世代の人々に過重な負担を強いることがないように配慮し、年金改革を計画的に推進しなければなりません。

しかし、政府は、こうした年金制度の抜本的改革の方針すら明確にしないのみならず、実質的な年金額の切り下げをもたらし物価スライドの一カ月おくれを今回強行しようとしています。こうした政府の場当たり的なあるいはその日暮らし的な政治姿勢は、全く無責任と言わねばならず、国民軽視以外の何物でもありません。われわれは、このような姿勢を断じて容認できないのであります。

私は、早急に国民が期待する年金制度の抜本的改革を行い、その内容、水準の着実かつ長期の計

画的改善の推進を図るべきだと思います。特にわが党がつとに主張してまいりました基礎年金、すなわちナショナルミニマム年金制度を速やかに創設する環境整備を確立するために、政府は全力を挙げられんことを強く申し添えまして、修正案賛成、原案反対の討論を終わります。(拍手)

○唐沢委員長 次に、浦井洋君。

○浦井委員 私は、日本共産党を代表して、国民年金法等の一部を改正する法律案に反対、五野党共同提案の修正案に賛成の立場から討論を行います。

現在年金受給者は千五百万人余にも及び、年金は、お年寄りや障害者など経済的に弱い立場にある方々が生活していく上で大きな支えになっております。

今日、勤労者の生活が、実質賃金の低下で苦しんでいる状態の中で、それよりも水準の低い年金生活者は一層苦しい生活を強いられており、一日も早く年金額が引き上げられるよう強く望んでいるのであります。

ところが本法案は、昭和五十三年より定着してきた年金のスライドの実施時期をおの一カ月おくらせようとしており、これは、年金受給者の期待を大きく裏切るものであります。しかも、このことは、年金のスライドのあり方から見て大きな問題を残すものとなっているのであります。

かつて社会保障制度審議会が、総理大臣あての意見で、年金額の自動スライド制が採用されてもタイムラグが重大な問題となる、タイムラグを短縮する努力が必要であり、一部予測値を取り入れるなどスライドの指標のとり方に特別の工夫を加えることが必要であろうと指摘しているところ、年金額は、物価上昇に応じて可能な限り早い時期に引き上げることが必要であり、この趣旨に沿ってスライド時期を早めるための努力を従来から行ってきたところであります。今回、スライドの時期を一カ月おくらせることは、これまでの努力の積み重ねをないがしろにするのみならず、年金のスライド制のあるべき姿の基本を崩すものであ

り、年金制度の重大な後退であります。特にわが改正案で、物価上昇五％以下でもスライドを実施するとしているのは、国民生活の窮迫下で当然の措置であり、当委員会において重大な内容として審議されたスライドの一カ月繰り下げは、まさに、福祉を切り捨て、軍事費と大企業優遇の補助金をふやす臨調答申の具体化にはかならず、年金制度全体の切り下げの突破口と言えるもので、とうてい許すわけにはまいりません。

以上の理由によって、日本共産党は、国民年金法等の一部を改正する法律案に反対の態度を表明するものであります。

日本共産党は、年金額のスライド時期を例年どおり実施することを要求するとともに、お年寄りや障害者などが安心して生活できる年金制度とするため一層奮闘することを表明し、討論を終わります。(拍手)

○唐沢委員長 これにて討論は終局いたしました。

○唐沢委員長 国民年金法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、森井忠良君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○唐沢委員長 起立少数。よって、本修正案は否決いたしました。

次に、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○唐沢委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○唐沢委員長 この際、大石千八君外六名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民

社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ・民主連合及び柿澤弘治君共同提案に係る本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。森井忠良君。

○森井委員 私、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ・民主連合及び柿澤弘治君を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

国民年金法等の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一 本格的な高齢化社会の到来を迎えた今日、中高年齢者の雇用の改善との連係を図りつつ、公的年金制度全体の抜本的改善を図ること。特に制度間の不均衡の是正など体系的な整備充実を努めるとともに、年金制度の長期的安定化方策につき検討を行い、速やかにその確立を図ること。

二 拠出制年金の物価スライドの実施時期及び福祉年金等の給付改善の実施時期については、従来の経緯を踏まえ、前向きに適切な措置を講ずること。

三 婦人の年金権のあり方については、被用者の妻の国民年金への任意加入制度に関し早急に結論を出し、その結果を踏まえて総合的な見地から検討を進め、速やかにその確立に努めること。

四 各福祉年金については、引き続きその充実を努めるとともに、関係諸制度との関連を含め、基本的な検討を行うこと。

五 本格的な年金時代を迎えるに当たり、受給者、被保険者に個別的かつ具体的に対応できるように年金相談体制を充実するとともに、業務処理体制の強化を図り、もって国民に對する

るサービスの向上に一層努めること。
六 年金の給付については、老後の生活安定を図る立場から、業務処理体制の整備とあわせて支払期月、支払回数及び支払方法の制度間の整合について検討すること。

七 すべての年金は、非課税とするように努めること。

八 五人未満事業所の従業員に対する厚生年金保険の適用の問題について、具体的方策を樹立し、その適用の促進に努めること。

九 中国からの帰国者並びに国際化の進展に伴う海外長期在住者及び在日外国人等に対する年金制度について、適切な方策の確立に努めること。

十 積立金の管理運用については、極力、有利運用を図るとともに、民主的な運用に努めること。また、被保険者に対する福祉還元についても、なお一層努力すること。

十一 児童手当については、高齢化社会の担い手となる年少世代の長期的な展望に立つて、制度の基本的な検討を進めること。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

(拍手)
○唐沢委員長 以上で趣旨説明は終わりました。採決いたします。

大石千八君外六名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○唐沢委員長 起立総員。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

○唐沢委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○唐沢委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○唐沢委員長 この際、厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。森下厚生大臣。

○森下國務大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力をいたす所存でございます。

○唐沢委員長 次に、内閣提出、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び森井忠良君外六名提出、原子爆弾被爆者等援護法案の両案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。森下厚生大臣。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
原子爆弾被爆者等援護法案
〔本号末尾に掲載〕

○森下國務大臣 ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和二十年八月、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者については、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律により、健康診断及び医療の給付を行うとともに、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当等の支給を行い、被爆者の健康の保持増進と生活の安定を図ってまいったところであります。

本法律案は、被爆者の福祉の一層の向上を図るため、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律について改正を行うとするものであります。

以下、その内容について御説明申し上げます。

まず第一は、医療特別手当の額の引き上げであります。医療特別手当は、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷または疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であつて、現に当該認定に係る負傷または疾病の状態にあるものに対して支給されるものであります。この医療特別手当の額を現行の月額九万八千円から十萬二千四百円に引き上げるものであります。

第二は、特別手当の額の引き上げであります。特別手当は、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷または疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者のうち、医療特別手当の支給を受けていないものに対して支給されるものであります。この特別手当の額を現行の月額三萬六千円から三萬七千七百円に引き上げるものであります。

第三は、原子爆弾小頭症手当の額の引き上げであります。原子爆弾小頭症手当は、原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に対して支給されるものであります。この原子爆弾小頭症手当の額を現行の月額三萬三千六百円から三萬五千五百円に引き上げるものであります。

第四は、健康管理手当の額の引き上げであります。健康管理手当は、造血機能障害等特定の障害を伴う疾病にかかっている被爆者であつて、医療特別手当、特別手当または原子爆弾小頭症手当の支給を受けていないものに対して支給されるものであります。この健康管理手当の額を現行の月額二萬四千円から二萬五千五百円に引き上げるものであります。

第五は、保健手当の額の引き上げであります。保健手当は、爆心地から二キロメートルの区域内

において直接被爆した者であつて、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当または健康管理手当の支給を受けていないものに対して支給されるものでありますが、この保健手当の額を、一定の範囲の身体上の障害のある者並びに配偶者、子及び孫のいない七十歳以上の者であつてその者と同居している者がいないものについては、現行の月額二万四千円から二万五千円に引き上げ、それ以外の者については、現行の月額一万二千元から一万二千六百円に引き上げるものであります。

また、これらの改正の実施時期は、昭和五十七年九月一日といたしております。

以上がこの法律案を提案する理由及びその内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○唐沢委員長 次に、森井忠良君。

○森井議員 私、ただいま議題になりました原子爆弾被爆者等援護法案につきまして、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ・民主連合を代表いたしまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十年八月六日、続いて九日、広島・長崎に投下された人類史上最初の原爆投下は、一瞬にして三十万人余の生命を奪ひ、両市を焦土と化したのであります。

この原子爆弾による被害は、普通の爆弾と異なり、放射能と熱線と爆風の複合的な効果により、大量無差別に、破壊・殺傷するものであるだけに、その威力ははかり知れないものがあります。たとえ一命を取りとめた人たちも、この世の出来事とは思われない焦熱地獄を身をもつて体験し、生涯消えることのない傷痕と、原爆後遺症に苦しみ、病苦、貧困、孤独の三重苦にさいなまれながら、今日までようやく生き延びてきたのであります。

ところが、わが国の戦争犠牲者に対する援護は、軍人、公務員のはか、軍属・準軍属など国と

の雇用関係または一部特別権力関係にあるものに限定されてきたのであります。しかし、原子爆弾が投下された昭和二十年八月当時の、いわゆる本土決戦一億総抵抗の状況下においては、非戦闘員と戦闘員を区別して処遇し、原子爆弾による被害について国家責任を放棄する根拠がどこにあるのでしょうか。

被爆後三十数年間、生き延びてこられた三十七万人の被爆者と、死没者の遺族の、もうこれ以上待ち切れないという心情を思うにつけ、現行の医療法と特別措置法を乗り越え、国家補償の精神による被爆者援護法をつくることは、われわれの当然の責務と言わなければなりません。

特に今年六月には国連軍縮特別総会が開かれ、鈴木総理も出席の上演説されると聞いております。

わが国内においても、反核・軍縮・被爆者援護を求める声が一段と高まっている折から、政治もこれにこたえるべきであります。

国家補償の原則に立つ援護法が必要な第一の理由は、アメリカの原爆投下は国際法で禁止された毒ガス、生物化学兵器以上の非人道的兵器による無差別爆撃であつて、国際法違反の犯罪行為であります。したがって、たとえサンフランシスコ条約で日本が対米請求権を放棄したものであつても、被爆者の立場からすれば、請求権を放棄した日本国政府に対して国家補償を要求する当然の権利があるからであります。

しかも、原爆投下を誘発したのは、日本軍国主義政府が起した戦争なのであります。われわれがこの史上最初の核爆発の熱線と爆風、そして放射能によるはかり知れない人命と健康被害に目をつぶることは、被爆国としての日本が、恒久平和を口にする資格なしと言わなければなりません。

第二の理由は、この人類史上未曾有の惨禍をもたらした太平洋戦争を開始、また終結することの権限と責任が日本国政府にあったことは明白であるからであります。特にサイパン、沖縄陥落後の本土空襲、本土決

戦の段階では、旧国家総動員法は言うまでもなく、旧防空法や国民義勇隊による動員体制の強化に見られるように、六十五歳以下の男子、四十五歳以下の女子、すなわち、全国民は国家権力によってその任務につくことを強制されていたことは紛れもない事実であります。今日の世界平和が三十七万人余の犠牲の上に成り立っているにもかかわらず、この悲劇を繰り返さないとの決意を国の責任による援護法によって明らかにすることは当然のことと言わなければなりません。

第三の理由は、すでに太平洋戦争を体験している年代も数少なくなり、やがてすれば戦争の悲惨さは忘れ去られようとしている現状であります。原爆が投下され、戦後すでに三十数年を経た今日、被爆者にとってはその心身の傷跡は永久に消えないとしても、その方々にとっては援護法が制定されることによって初めて戦争が終わるのであります。

私たちは以上のような理由から、全被爆者とその遺族に対し、放射能被害の特殊性を考慮しつつ、現行の軍属・準軍属に対する援護法に準じて、原爆被爆者等援護法を提案することとしたのであります。

次に、この法律の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、健康管理及び医療の給付であります。健康管理のため年間に定期二回、随時二回以上の健康診断や成人病検査、精密検査等を行うとともに、被爆者の負傷または疾病について医療の給付を行い、その医療費は、現行法どおりとすることにいたしましたのであります。なお、治療並びに手術に際しては、放射能後遺症の特殊性を考え、はり、きゅう、マッサージをもあわせて行い得るよう別途指針をつくることにいたしました。

第二は、医療手当及び介護手当の支給であります。被爆者の入院、通院、在宅療養を対象として月額三万円の範囲内で医療手当を支給する。また、被爆者が、安んじて医療を受けることができ、るよう月額十万円の範囲内で介護手当を支給し、

家族介護についても給付するよう措置したのであります。

第三は、被爆二世または三世に対する措置であります。被爆者の子または孫で希望者には健康診断の機会を与え、さらに放射能の影響により生ずる疑いがある疾病にかかった者に対して、被爆者とみなし、健康診断、医療の給付及び医療手当、介護手当の支給を行うことにしたのであります。

第四は、被爆者年金の支給であります。全被爆者に対して、政令で定める障害の程度に応じて、年額最低三十万二千二百円から最高五百七十四万二千五百円までの範囲内で年金を支給することにいたしました。障害の程度を定めるに当たっては、被爆者が原爆の放射能を受けたことによる疾病の特殊性を特に考慮すべきものとしたのであります。

第五は、被爆者年金等の年金額の自動的改定措置、すなわち賃金自動スライド制を採用いたしました。

第六は、特別給付金の支給であります。本来なら死没者の遺族に対して弔慰金をあらわすため、弔慰金及び遺族年金を支給すべきであります。が、当面の措置として、それにかわるものとして百万円の特別給付金とし、五年以内に償還すべき記名国債をもって交付することにいたしました。

第七は、被爆者が死亡した場合、十五万円の葬祭料を、その葬祭を行う者に対して支給することとしたのであります。

第八は、被爆者が健康診断や治療のため国鉄を利用する場合には、本人及びその介護者の国鉄運賃は無料とすることにいたしました。

第九は、原爆孤老、病弱者、小頭症その他保護、治療を必要とする者のために、国の責任で、収容・保護施設を設置すること。被爆者のための相談所を都道府県が設置し、国は施設の設置・運営の補助をすることにいたしました。

第十は、厚生大臣の諮問機関として、原爆被爆者等援護審議会を設け、その審議会に、被爆者の代表を委員に加えることにしたのであります。

第十一は、放射線影響研究所の法的な位置づけを明確にするにとともに必要な助成を行うこととした。

第十二は、日本に居住する外国人被爆者に対しても本法を適用することとしたのであります。

第十三は、厚生大臣は速やかにこの法律に基づく援護を受けることのできる者の状況について調査しなければならぬこととした。

なお、この法律の施行は、昭和五十八年一月一日であります。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。

被爆後三十七年を経過し、再び原爆による犠牲者を出すなどという原水爆禁止の国民の願いにこたえて、何とぞ、慎重御審議の上、速やかに可決されるようお願い申し上げます。(拍手)

○唐沢委員長 以上で両案の趣旨説明は終わります。

両案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

次回は、来る二十日火曜日午前十時十五分理事会、同十三時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十九分散会

国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案

国民年金法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条のうち、厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十二條の二の改正規定中、「六月」を「七月」に、「七月」を「八月」に改める。

附則第一條中「九月一日」を「八月一日」に改める。

附則第二條、附則第三條及び附則第四條中「八月」を「七月」に改める。

附則第五條第一項中「七月」を「六月」に、「八月」

を「七月」に改める。

本修正の結果必要とする経費は、昭和五十七年度において約百億円の見込みである。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十二年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「九万八千円」を「十万二千四百円」に改める。

第三条第三項中「三万六千円」を「三万七千七百円」に改める。

第四条の二第三項中「三万三千六百円」を「三万五千百円」に改める。

第五条第四項中「二万四千円」を「二万五千百円」に改める。

第五条の二第三項中「一万二千円」を「一万二千六百円」に、「二万四千円」を「二万五千百円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。

2 昭和五十七年八月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

理由

原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

る。

原子爆弾被爆者等援護法案

原子爆弾被爆者等援護法

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 援護(第四条―第四十三条)

第三章 不服申立て(第四十四条―第四十八条)

第四章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所(第四十九条―第五十条)

第五章 原子爆弾被爆者等援護審議会(第五十一条―第五十四条)

第六章 雑則(第五十五条―第五十八条)

第七章 罰則(第五十九条―第六十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれていた特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者に対して医療の給付、一般疾病医療費、被爆者年金又は特別給付金の支給等必要な措置を講じ、もつてこれらの者を援護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「被爆者」とは、次の各号の一に該当する者であつて、被爆者援護手帳の交付を受けたものをいう。

一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内にあつた者

二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内にあつた者

三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者

四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者(被爆者援護手帳)

第三条 被爆者援護手帳の交付を受けようとする者は、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事(広島市又は長崎市の区域にあつては、広島市長又は長崎市長。以下同じ)に申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が前条各号の一に該当すると認めるときは、その者に被爆者援護手帳を交付するものとする。

3 被爆者援護手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 援護

(援護の種類)

第四条 この法律による援護は、次のとおりとする。

一 健康診断の実施

二 医療の給付

三 一般疾病医療費の支給

四 医療手当の支給

五 介護手当の支給

六 被爆者年金の支給

七 特別給付金の支給

八 葬祭料の支給

九 日本国有鉄道の鉄道への乗車等についての無賃取扱

(健康診断)

第五条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

(健康診断に関する記録)

第六条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行ったときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

(指導)

第七条 都道府県知事は、第五条の規定による健

九 日本国有鉄道の鉄道への乗車等についての無賃取扱

八 葬祭料の支給

七 特別給付金の支給

六 被爆者年金の支給

五 介護手当の支給

四 医療手当の支給

三 一般疾病医療費の支給

二 医療の給付

一 健康診断の実施

九 日本国有鉄道の鉄道への乗車等についての無賃取扱

八 葬祭料の支給

七 特別給付金の支給

六 被爆者年金の支給

五 介護手当の支給

康診断の結果が必要であると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対して必要な指導を行うものとする。

(医療の給付)

第八条 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2 医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

3 医療の給付は、厚生大臣が第十条第一項の規定により指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に委託して行うものとする。

(認定)

第九条 前条第一項の規定により医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生大臣は、前項の認定を行うに当たっては、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(医療機関の指定)

第十条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第八条第一項の規定による医療を担当させる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設

けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、その他指定医療機関に第八条第一項の規定による医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

5 厚生大臣は、指定医療機関の指定又は指定の取消しを行うに当たっては、あらかじめ原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

(指定医療機関の義務)

第十一条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第十二条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第十三条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定

するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百九十九号）に定める審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和三十三年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

(報告の請求及び検査)

第十四条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があると認めるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(医療費の支給)

第十五条 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第八条第二項各号に規定する医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から同項各号に規定する医療を受けた場合において、緊急その他やむを得ない理由によりその費用を当該指定医療機関に支払つたときも、同様とする。

2 前項の規定によつて支給する医療費の額は、第十二条の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の例により算定した額と

する。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するに必要であると認めるときは、当該医療を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた医療に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

(一般疾病医療費の支給)

第十六条 厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病（第八条第一項の規定による医療の給付を受けることができない負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。）につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関（以下「被爆者一般疾病医療機関」という。）から第八条第二項各号に規定する医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の医療機関からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として一般疾病医療費を支給する。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百八十八号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む）、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十一年法律第五十二号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十二年法律第九十八号）若しくは日本学校安全会法（昭和三十三年法律第九十八号）の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要

した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。）の限度において支給するものとする。

2 前項の医療に要した費用の額の算定については、前条第二項の規定を準用する。

3 被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に当り当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があつたものとみなす。

5 国民健康保険の被保険者である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について国民健康保険法による療養取扱機関である被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、同法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、同法第四十二条第一項の規定にかかわらず、当該医療に当り厚生大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

6 第十三条第三項の規定は第三項の規定による支払をなすべき額を決定する場合について、第十三条第四項の規定は第三項の規定による支払について、第十四条の規定は第三項の規定による支払のため必要がある場合について、前条第三項の規定は一般疾病医療費の支給に關し必要がある場合について、それぞれ、準用する。

（被爆者一般疾病医療機関）
第十七条 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けるこ

とができる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができ。

3 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

4 第十條第四項の規定は、前項の場合について準用する。

（一般疾病医療費の支給の制限）
第十八条 被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行わない。

2 被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかつたとき、又は正当な理由がなく療養に關する指示に従わなかつたときも、同様とする。

（医療手当の支給）
第十九条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、被爆者であつて、負傷又は疾病につき第八條第一項の規定による医療の給付を受け、又は第十六條第一項の規定による一般疾病医療費の支給を受けることができる医療を受けているものに対し、その給付又は医療を受けている期間について、月額三万円の範囲内において、医療手当を支給する。

（介護手当の支給）
第二十条 都道府県知事は、被爆者であつて、政令で定める程度の精神上又は身体上の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである負傷又は疾病による障害を除く。次条第四項において同じ。）により介護を要

する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、政令で定めるところにより、その介護を受けている期間について、月額十萬円の範囲内において、介護手当を支給する。

（被爆者年金の支給）
第二十一条 被爆者には、被爆者年金を支給する。

2 被爆者年金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて、行う。

3 被爆者年金の額は、三十萬千二百円とする。

4 精神上又は身体上の障害の状態にある被爆者のうち、その障害が政令で定める程度の障害の状態にあるものに支給する被爆者年金の額は、前項の規定にかかわらず、その障害の程度に応じ、三十萬千二百円を超え、五百七十四萬二千五百円を超えない範囲内において、政令で定める額とする。

5 前項の障害の程度を定めるに当たつては、原子爆弾の放射能の影響を受けたことによる疾病の特殊性について特に配慮しなければならない。

6 厚生大臣は、第四項の障害の程度及び額を定める政令の制定又は改定をしようとするときは、あらかじめ、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

（被爆者年金の額の改定）
第二十二条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者が次の各号の一に該当することとなつた場合には、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて、当該被爆者年金の額を改定する。

一 新たに前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態になつたとき。

二 障害の程度が増進し、又は低下したとき。

三 前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態でなくなつたとき。

2 前項第一号又は第二号（障害の程度の増進に

係る場合に限る。）に該当することとなつたことによる被爆者年金の額の改定は当該被爆者年金の支給を受けている者の請求に基づいて行う。

（被爆者年金の支給期間及び支給期日）
第二十三条 被爆者年金の支給は、昭和五十八年一月（被爆者援護手帳の交付を受けた日が同月一日以後であるときは、その交付を受けた日の属する月の翌月）から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

2 被爆者年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3 前条第一項の規定により被爆者年金の額が改定されたときは、改定後の額による被爆者年金の支給は、改定された日の属する月の翌月から始めるものとする。

4 被爆者年金は、毎年一月、四月、七月及び十月の四期に、それぞれその前月までの分を支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであつた被爆者年金又は権利が消滅した場合若しくは被爆者年金の支給を停止した場合におけるその期の被爆者年金は、その支給期月でない月であつても、支給するものとする。

（被爆者年金を受ける権利の消滅）
第二十四条 被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、当該被爆者年金を受ける権利は、消滅する。

（被爆者年金の支給停止）
第二十五条 被爆者年金を受ける権利を有する者が監獄、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されているときは、当該拘禁されている期間、被爆者年金の支給を停止する。

（被爆者年金と増加恩給等との調整）
第二十六条 被爆者年金を受ける権利を有する者が、同一の障害に關し、他の法令の規定により恩給法（大正十二年法律第四十八号）第四十六条に規定する増加恩給その他被爆者年金に相当す

る給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、被爆者年金の額が当該他の法令の規定による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(未支給の被爆者年金)

第二十七条 被爆者年金を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき被爆者年金でまだその者の死亡前に支給していないものがあるときは、その者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、死亡した者の被爆者年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に被爆者年金の請求をしていなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、死亡した者の被爆者年金を請求することができる。

3 未支給の被爆者年金を受けることができる者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 未支給の被爆者年金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(受給権の調査)

第二十八条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について必要があるときは、その者に對し、身分関係の異動及び障害の状態その他必要な事項に關して、必要な書類の提出を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

2 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている

者について障害の状態を調査するため必要があるときと認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

3 第一項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(特別給付金の支給)

第二十九条 死亡した第二号各号に掲げる者の遺族には、特別給付金を支給する。

2 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

(特別給付金を受けることができる遺族の範囲)

第三十条 特別給付金を受けることができる遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていた者に限る。）とする。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和五十八年一月一日前であるときは、同日前に離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了した遺族は、特別給付金を受けることができる遺族としない。

2 死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、その子は、当該死亡した者の死亡の当時における子とみなす。

(特別給付金を受けることができる遺族の順位)

第三十一条 特別給付金を受けることができる遺族の順位は、次に掲げる順序とする。ただし、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

一 配偶者（死亡した者の死亡の日が昭和五十八年一月一日前であるときは、死亡の日以後

同月一日以前に、前条第一項に規定する遺族（以下この条において「遺族」という。）以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。）

二 子（昭和五十八年一月一日（死亡した者の死亡の日が同月二日以後であるときは、その死亡の日。以下この条において同じ。）において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

三 父母

四 孫（昭和五十八年一月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

五 祖父母

六 兄弟姉妹（昭和五十八年一月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

七 第二号において同号の順位から除かれてゐる子

八 第四号において同号の順位から除かれてゐる孫

九 第六号において同号の順位から除かれてゐる兄弟姉妹

十 第一号において同号の順位から除かれてゐる配偶者

十一 前各号に掲げる者以外の遺族（特別給付金の額及び記名国債の交付）

第三十二条 特別給付金の額は、死亡した者一人につき百万円とし、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債の利率は、年六分とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前四項に定めるものは、第二項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項は、大蔵

省令で定める。

(特別給付金と他の法令の規定による扶助料等との調整)

第三十三条 特別給付金は、当該死亡した者の死亡に關し、他の法令の規定により恩給法第七十五条第一項第一号から第三号までに掲げる額の扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号）第二十三条に規定する遺族年金又は遺族給与金、同法第三十九条の二に規定する遺族一時金その他特別給付金に相当する給付を受けた、又は受けることができる者があつた場合には、支給しない。ただし、政令で定めるところにより、特別給付金の額が当該他の法令の規定による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(準用規定)

第三十四条 第二十七条第四項の規定は、同順位の遺族が二人以上ある場合の特別給付金の請求若しくはその支給について、同順位の相続人が二人以上ある場合の未支給の特別給付金の請求若しくはその支給について、国債の記名者が死亡し同順位の相続人が二人以上ある場合におけるその者の死亡前に支払うべきであつた元利金の請求若しくはその支払又は記名変更の請求若しくはその記名変更について、それぞれ、準用する。

(葬祭料の支給)

第三十五条 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、その葬祭を行う者に対し、葬祭料として、死亡した者一人につき十五万円を支給する。

(被爆者年金等の支給の制限)

第三十六条 被爆者年金、特別給付金又は葬祭料（以下「被爆者年金等」と総称する。）の支給を受けることができる者が、故意に、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等を支給しない。

2 特別給付金の支給を受けることができる遺族が、当該特別給付金に係る先順位者又は同順位者を故意に死亡させた場合には、その者には、当該特別給付金を支給しない。特別給付金の支給事由が生ずる前に、当該支給事由が生ずることとなる当該先順位者又は同順位者となることとなる者を故意に死亡させた者についても同様とする。

3 被爆者年金等の支給を受けることができる者が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、若しくは正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかったことにより、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等の全部又は一部を支給しないことができる。

(日本国有鉄道の鉄道への乗車等)についての無賃取扱い
第三十七条 被爆者及びその介護者は、運賃を支払ふことなく、日本国有鉄道の経営する鉄道、航路又は自動車線に乗車又は乗船することができる。

2 前項の規定により乗車又は乗船することができる回数、区間その他同項の規定の実施に関する必要な事項は、政令で定める。
3 国は、第一項の規定による取扱いに伴う鉄道、航路及び自動車線の運賃を負担するものとする。
4 前項の規定による負担の方法その他必要な事項は、運輸大臣が定める。

(特別給付金及び被爆者年金に係る時効)
第三十八条 特別給付金又は被爆者年金の支給を受ける権利は、その支給を受けることができる事由が生じた日から、特別給付金については三年間、被爆者年金については七年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 被爆者年金の支給を受ける権利の時効は、当該被爆者年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。
(援護を受ける権利の保護)
第三十九条 この法律に基づく援護を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。ただし、被爆者年金を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合、この限りでない。

(公課の禁止)
第四十条 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金品を標準として、課することができない。
2 援護に関する書類及び第三十二条に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。
(不正利得の徴収)
第四十一条 厚生大臣又は都道府県知事は、偽りその他不正の手段によりこの法律に基づく援護を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、当該援護に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
(交付金)
第四十二条 国は、政令で定めるところにより、医療手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県(広島市長又は長崎市長が行うこれらの支給及び事務に要する費用については、広島市又は長崎市)に交付する。
(子又は孫に対する適用等)
第四十三条 都道府県知事は、第二条各号に掲げる者の子(同条第四号に該当する者を除く。以下この条において同じ。)又は孫から申出があつた場合には、これらの者に対して、第五条から第七条までの規定の例により、健康診断を行

うものとする。
2 第二条各号に掲げる者の子又は孫で政令で定める疾病にかかつている旨の都道府県知事の認定を受けたものは、当該各号に掲げる者とみなしてこの法律の規定(被爆者年金、特別給付金及び葬祭料に係る規定を除く。)を適用する。
第三章 不服申立て
(異議申立期間)
第四十四条 被爆者年金又は特別給付金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。
2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。
(原子爆弾被爆者等援護審議会の意見の聴取)
第四十五条 厚生大臣は、前条第一項に規定する処分については、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。
(時効の中断)
第四十六条 第四十四条第一項に規定する処分についての不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。
(不服申立てと訴訟との関係)
第四十七条 第四十四条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。
(再審査請求)
第四十八条 広島市長又は長崎市長が行う被爆者援護手帳の交付又は医療手当、介護手当若しくは葬祭料の支給に関する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができるものとする。
第四章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所
(原子爆弾被爆者保護施設)
第四十九条 国は、原子爆弾被爆者保護施設を設

置しなければならない。
2 原子爆弾被爆者保護施設は、高年齢の被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他特に保護(治療を含む。以下この項において同じ。)を必要とする被爆者を収容し、その保護を行う施設とする。
(原子爆弾被爆者相談所)
第五十条 都道府県並びに広島市及び長崎市は、原子爆弾被爆者相談所を設けることができる。

2 原子爆弾被爆者相談所は、被爆者の健康及び生活上の問題について相談に応ずる施設とする。
3 国は、予算の範囲内において、原子爆弾被爆者相談所を設置した都道府県及び市に対し、その設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。
第五章 原子爆弾被爆者等援護審議会
(設置及び権限)
第五十一条 厚生大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、附属機関として、原子爆弾被爆者等援護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項につき、関係行政機関の長に意見を述べることができる。
(委員)
第五十二条 審議会は、委員二十人以上で組織する。
2 委員は、学識経験のある者、被爆者及び関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 学識経験のある者及び被爆者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 委員は、非常勤とする。
(専門調査員)
第五十三条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置く。
(政令への委任)
第五十四条 前二条に定めるもののほか、審議会

の設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

の設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

の設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

の設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

の設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

の設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

の組織及び運営に関し、必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(放射線影響研究所に対する助成)

第五十五条 国は、財団法人放射線影響研究所に対し、その事業に要する費用について、予算の範囲内において補助するものとする。

2 国は、財団法人放射線影響研究所の事業を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

(戸籍事項の無料証明)

第五十六条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、この法律に基づく援護を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、その者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(権限の委任)

第五十七条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(省令への委任)

第五十八条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第七章 罰則

第五十九条 この法律による健康診断及び指導の実施の事務に従事した者が、その職務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第六十条 第八条第二項各号に規定する医療を行つた者又はこれを使用する者が、第十五条第三項(第十六条第六項において準用する場合を含む。)の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告を

し、又は同項の規定による当該職員の間問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十八年一月一日から施行する。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)

二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十二年法律第五十三号)

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(以下「旧被爆者医療法」という。)第三条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者は、第三条の規定により被爆者援護手帳の交付を受けた者とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第三条第一項の規定によつてなされている被爆者健康手帳の交付の申請は、第三条第一項の規定によりなされた被爆者援護手帳の交付の申請とみなす。

第五条 旧被爆者医療法第四条の規定により行つた健康診断に関する記録の保存については、なお従前の例による。

第六条 この法律施行の際現に旧被爆者医療法第八条第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている者は、第九条第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている者とみなす。

第七条 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第九条第一項又は第十四条の三第一項の規定により指定されている病院若しくは診療所又は薬局は、それぞれ第十条第一項又は第十七条第一項の規定により厚生大臣又は都道府県知事が指

定した病院若しくは診療所又は薬局とみなす。

第八条 この法律の施行前に行われた医療に係る旧被爆者医療法第七条第一項に規定する医療の給付に係る診療報酬の審査及び支払並びに報告の請求及び検査については、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前に行われた医療に係る旧被爆者医療法第十四条第一項に規定する医療費又は旧被爆者医療法第十四条の二第一項に規定する一般疾病医療費の支給に関しては、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行前に附則第二条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定により支給事由が生じた医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当又は葬祭料に関しては、なお従前の例による。

第十一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(被爆者年金の額の自動的改定措置)

第十三条 被爆者年金については、政府は、労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の年度平均の給与額(以下「平均給与額」という。)が昭和五十七年度(この項の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年度の前年度)の平均給与額の百分の百五を超え、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の四月以降の被爆者年金の額を改定する措置を講じなければならない。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

(調査)

第十四条 厚生大臣は、速やかに、第二号各号に掲げる者その他この法律に基づく援護を受けることができる者の状況について調査しなければならない。

(地方財政法の一部改正)

第十五条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条中第八号の四を削り、第八号の五を第八号の四とする。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第十六条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)第十二条第三項若しくは第十四条の四第一項」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十七年法律第二十号)第十三条第三項(第十六条第六項において準用する場合を含む。)」に、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二条第四項若しくは第十四条の四第二項」を「原子爆弾被爆者等援護法第十三条第四項(第十六条第六項において準用する場合を含む。)」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第十七条 この法律の施行前に行われた旧被爆者医療法第七条第一項又は第十四条の二第一項の規定による医療に係る旧被爆者医療法第九条第一項又は第十四条の三第一項に規定する医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費に相当する額の支払に関しては、前条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

第十八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十一条中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」の定めるところにより、「原子爆弾被爆者等援

護法(昭和五十七年法律第 号)の定めるところにより、被爆者年金及び特別給付金を受ける権利を裁定し、並びに「に改める。」

第九号第三号を次のように改める。

三 原子爆弾被爆者等援護法を施行すること。

第九号第三号の二を削る。

第十五条中「検査所」を「検査所
国立原子爆弾被爆

者保護施設」に改める。

第二十九号第一項の表中

「原子爆弾被爆者医療審議会

審議すること。」を「原子爆弾被爆者等援護審議会

と。」に改める。

(精神衛生法の一部改正)

第十九号 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二号第六項中「戦傷病者特別援護法」昭和三十三年法律第六十八号)の下に「又は原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十七年法律第 号)」を加える。

(地方税法の一部改正)

第二十号 地方税法(昭和二十五年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二号の十四第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十七年法律第 号)」に改める。

第七十二号の十七第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者等援護法」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第二十一号 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十号の次に次の一条を加える。

(国立原子爆弾被爆者保護施設)

第二十号の二 国立原子爆弾被爆者保護施設は、高年齢の被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他特に保護(治療を含む。以下この項において同じ。)を必要とする被爆者を收容し、その保護を行う施設とする。

2 国立原子爆弾被爆者保護施設の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

厚生大臣の諮問に

「原子爆弾被爆者等援護法の施行に関する重要事項を調査審議す

厚生大臣の諮問に

「原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十七年法律第 号)」を加える。

第三十四号第一項中「戦傷病者特別援護法(昭和三十三年法律第六十八号)」の下に「又は原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十七年法律第 号)」を加える。

第三十五号第二項中「戦傷病者特別援護法」の下に「若しくは原子爆弾被爆者等援護法」を加える。

(戦傷病者遺族等援護法の一部改正)

第二十二号 戦傷病者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第十五号の二中「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」の下に「及び原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十七年法律第 号)」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十三号 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六号第二項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十七年法律第 号)」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第二十四号 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五号第二項に次の一号を加える。

七 原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十七年法律第 号)に基づく年金たる給付

第七号第二項第四号中「第五号まで」の下に「及び第七号」を加える。

(通算年金通則法の一部改正)

第二十五号 通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四号第二項第四号中「又は戦傷病者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)」に基づく障害年金を、戦傷病者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)に基づく障害年金又は原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十七年法律第 号)に基づく被爆者年金に改める。

(児童扶養手当法の一部改正)

第二十六号 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三号第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十七年法律第 号)に基づく年金たる給付

理由

原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれている特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者を援護するため、被爆者に対し医療の給付、被爆者年金の支給等の制度を確立し、遺族に対し特別給付金を支給する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二千七百七十億円の見込みである。